

# 第 1

# 章 協会活動概要

日本貸金業協会(以下、本協会という)は、貸金業者の業務の適正な運営を確保し、貸金業の健全な発展と資金需要者の利益の保護を図ることによって、国民経済の適切な運営に資することを目的に活動しており、平成29年12月に設立から10年を迎えた。

協会員各位の不断の努力と協力により、協会設立後の10年間で業界の健全化も着実に進み、行政に寄せられる貸金業者に対する苦情・相談件数も大幅に減少している。

一方で、本協会が自主規制機関としてその使命を永続的に果たし、業界の更なる発展に寄与するためには、健全な協会財政を維持することにより、組織としての持続可能性を高めることが必要不可欠であり、平成29年度においても引き続き、業務の効率化・経費節減などに努めるとともに、貸金業界の社会的地位の向上と協会員と業界の更なる発展を実現するため、次の業務を行った。

# [自主規制部門]

# 1. 貸金業関係法令等の遵守状況把握及び効果的指導の強化・充実

### (1)社内規則の点検指導等による内部管理態勢確立の支援

第3回目となる社内規則の一斉点検(平成29年3月末時点の全1,082協会員対象)を実施し、ほぼ全ての協会員が適格であることを確認した。また、新規加入の43協会員及び新規加入予定の19業者の社内規則策定支援を実施した。その他、協会員に業務用書式の提供(販売)を行うとともに、交付・掲示・備付などが求められる書類等を協会Webサイトに掲載し周知した。

### (2)関係部門との連携による協会員への個別指導の実施

監査結果、法令等違反事案、苦情事案等から指導が必要と判断した協会員、新規加入協会員及び従業者数が300人未満の協会員に対しJFSA-Learningの受講を推奨し、さらに受講を希望する協会員を含め、計175協会員1,958名が受講、1,583名が講座を修了した。また、協会員からの貸金業関係法令等に照らした業務相談などについて、2.493件に対応し個別指導を実施した。

#### (3)協会員のコンプライアンス態勢強化のための提供機能の充実

JFSA-Learning に、平成29年5月に全面施行された改正個人情報保護法の基礎学習を目的とした個別講座を新設し、同年10月より提供を開始した。また、「法令判例等検索システム」について、最新の法令、判例等を追加するとともに、協会員からの問合わせや業務相談などについて、代表的なものは、機関誌(JFSAnews)及び協会Webサイトに掲載し、協会員の参考に供した。

その他、要望のあった協会員(4社)に対し法令等遵守状況を記載した「コンプライアンスシート」の開示を実施するとともに、法令の規定上明確にされていないことについて、金融庁に確認の上、「貸金業法関係法令等に係るFAQ(第2回)」として2月15日に協会Webサイトに掲載し周知した。

# (4)出稿広告の審査及び指導の継続実施

協会員の広告の出稿にあたり、広告審査基準等に基づき、新聞、雑誌、テレビ、電話帳の審査対象広告503件の審査を実施した他、テレビCM3,003件、新聞・雑誌8,824件、電話帳804件の出稿広告のモニタリングを行った。なお、協会員の要請に基づき、審査対象外広告341件を確認し、個別指導を実施した。また、インターネット広告におけるアフィリエイト広告等の出稿状況を調査し不適切な出稿のあった協会員に改善指導するとともに、非協会員やヤミ金融業者の新聞広告やWebサイトを調査し、法令等違反事案について

は監督官庁に報告するとともに、非協会員への指導及び該当ヤミ金融業者摘発等についての要請を行い、 当該ヤミ金融業者広告の削除状況を確認した。

### (5)反社会的勢力への対応

「反社会的勢力への対応」の徹底として、協会Webサイトに「反社会的勢力への対応における留意点」等を掲載し周知するとともに、協会員の反社会的勢力への対応支援としての「特定情報照会サービス」の定着を推進した。

# 2. 貸金業関係法令等の改正等への対応

### (1)貸金業関係法令等の改正等に伴う自主規制基本規則等の改正

- ①「個人情報の保護に関する法律」の改正法施行等
- ②「紛争解決等業務に関する規則」の一部改正

上記の改正等に伴い、「個人情報保護指針」、「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」及びこれらに対応した「社内規則策定ガイドライン」について所要の改正を行い、協会員へ周知した。また、「広告審査に係る広告審査基準」の一部改正を行い、協会Webサイトに公表し協会員へ周知した。

### (2)貸金業関係法令等の改正等に伴う意見募集

- ①個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則(案)
- ②「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン(案)」及び「貸金業者向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)
- ③金融検査・監督の考え方と進め方 (検査・監督基本方針)(案)
- ④会社法制 (企業統治等関係)の見直しに関する中間試案

上記の各改正案等の公表に対応し、協会員に意見募集を行い、本協会で取りまとめ、検討のうえ当局へ 意見提出した。

# (3)関係省庁等と連携した協会員への周知

- ① 「金融機関における個人情報保護に関するQ&A」の改正について
- ② 「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る参考事例集(平成29年4月改訂版)等の公表について
- ③外交官等に対する住居証明書の取扱について
- ④ 「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績等について
- ⑤ 「経営者保証に関するガイドライン」Q&Aの一部改定について
- ⑥ 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」にもとづく債務整理支援に係る事業の譲渡について
- ⑦DDoS攻撃に関する注意喚起について
- ⑧ 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」 着手同意後に登録支援専門家の委嘱依頼を しない債務者について
- ⑨欧米をはじめとする世界各国で発生している大規模なサイバー攻撃に関する注意喚起及び対応要請の 周知について
- ⑩「平成29年7月5日からの大雨による災害」の被災者に係る「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の利用周知および相談への対応等について
- ① 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に係る登録支援専門家の委嘱依頼書の提出 先・照会窓口の更新について
- ②「平成29年7月22日からの大雨による災害」の被災者に係る「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の利用周知および相談への対応等について
- ③平成29年台風第18号の被災者に係る「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の利用 周知および相談への対応等について

- ④自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関のWebサイトの変更について
- ⑤平成29年台風第21号の被災者に係る「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の利用 周知および相談への対応等について
- 16平成29年度豪雪の被災者に係る「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の利用周知 および相談への対応等について

上記について、何れも協会Webサイトに公表し協会員へ周知した。

また、銀行融資の保証業務に係る大手貸金業者21社に対し、一般社団法人全国銀行協会申し合わせ 事項への対応に関する通知文書を6月30日に発送し、7月の地区協議会及び理事会での意見を踏まえ、 金融庁及び一般社団法人全国銀行協会と調整のうえ、9月21日に新たに全協会員に対し通知文書を発送 するとともに、協会Webサイトに当該文書を掲載し周知した。

# 3. 協会員に対する監査の実施

本協会は、定款に基づき、貸金業務の適正な運営と資金需要者等の信頼を確保することを目的として、協会員の法令若しくは定款、業務規程その他の規則の遵守状況並びに協会員の営業及び財産の状況等を監査している。

本協会の監査には一般監査と特別監査があり、一般監査は、協会員の主たる営業所及び従たる営業所等に訪問して帳簿等を監査する「実地監査」と、協会員から本協会に提出を求めた報告書等に基づいて監査する「書類監査」がある。特別監査は、法令・諸規則に抵触するおそれのある苦情が多数寄せられた協会員、監督官庁からの要請があった協会員及び実態把握が必要と認められた協会員に対し行う「機動的監査」と、本協会の書類監査等で改善報告を求めた協会員に対して実地監査により点検を行う「フォローアップ監査」がある。

平成29年度は、実地監査と書類監査の相互補完の強化により監査機能の向上を図りつつ、協会員の規模・特性等に応じた監査手法、監査項目の選択を行うなど、監査対象協会員に適合した監査及び改善指導を実施した。

#### (1)実地監査

実地監査については、119協会員に対して実施した。このうち一般監査は、115協会員に対して実施し、特別監査は、書類監査のフォローアップ監査として書類監査報告書で指摘が多かった協会員及び特に実態把握が必要と認められた協会員、計4協会員に対して実施した。

実地監査の結果、指摘事項があった36協会員、指摘件数64件について、改善指導等を行った。

# (2)書類監査

書類監査については、平成28年の改定により、1協会員あたり原則3年に1回の頻度で実施することとした。平成29年12月末現在の協会員で平成30年4月1日から平成31年3月31日に登録満了日を迎える300協会員と平成29年1月以降新たに本協会に加入した46協会員の合計346協会員を対象に、業務実態に即した書類監査を平成30年1月から2月にかけて実施した。

監査結果については、平成30年5月に協会員あてに通知するとともに、指摘事項のあった71協会員、指摘件数242件に対して、改善報告書の提出を求めた。

#### (3)行政との連携

本協会が実施する監査に関し自主規制機関としての機能を発揮するためには、行政庁等との連携が不可欠である。このため、「貸金業者向けの総合的な監督指針」に基づき、監督当局との連携強化に努めているところである。

具体的には、実地監査に併せた登録行政庁、消費者団体及び警察への訪問による情報交換、登録行政

庁への監査結果等の情報提供に加え、財務局登録の協会員から検査結果通知書(写し)の提出を受けることとなったこと等を踏まえて、当局検査と本協会監査の効率的な連携について意見交換を実施したほか、行政庁主催の会議へ参加し本協会の監査業務等について説明を行う等、監督当局と本協会との間で情報交換、意見交換を行った。

# (4)貸金業法完全施行後の貸金業の実態把握

引き続き協会員への指導・育成を図ることにより貸金業界の健全化をより推し進める観点から、協会員が 今後如何に貸金業を営んで行こうとしているかの実態把握を行うことを目的とし、協会員の経営上の課題や 資金需要者に対する経営者の考え方まで踏み込んだヒアリングを実施した。

# 4. 法令等違反に対する措置及び指導

- ①法令等違反の届出が259事案(前年度は343事案)あり、定款等に基づき2協会員に対して勧告、4協会員に対して文書による注意を行い、改善指導を行った。
- ②協会員における法令等違反の再発等の防止については、処分等の対象となった協会員に対しては、再発 等防止のための改善策等の策定及び実行状況等についての報告を求めるとともに、処分等は不要である とされた事案についても、規律委員会での審議の結果をそれぞれの協会員に通知する際に、改めて法令 等違反の再発等の防止について注意喚起を行った。

# 5. 相談·苦情·紛争解決対応

貸金業相談・紛争解決センター(以下「相談・紛争解決センター」という。)は、貸金業界における指定紛争解決機関(金融 ADR)として、「資金需要者等からの相談及び苦情の申立て等に対し、中立公正な対応と迅速かつ適切な解決に努め、資金需要者等の利益の保護を図る」ことを目的として業務を行っている。

平成29年度の事業計画における相談・紛争解決センターの基本方針及び相談・苦情・紛争解決受付状況(概要)は以下のとおりである。

### 【平成29年度事業計画(基本方針)】

### (1)資金需要者等の利益の保護及び貸金業務への信頼の確保

### 【執行方針】

相談・苦情・紛争解決事案に対する中立・公正、迅速・丁寧な対応と、事案内容に応じた的確な処理を通じて資金需要者等の利益の保護を図るとともに、苦情発生防止に向けた加入貸金業者に対する改善指導を強化することをもって貸金業務に対する一層の社会的信頼を確保する。

# 【業務計画】

- ①紛争解決等業務について、自己検証結果に対する相談・紛争解決委員会による検証・評価をもとに改善策を検討・実施する。
- ②貸金業者に対し、貸金業務の適正な運営に必要な情報を適宜提供する。

#### (2)資金需要者等の相談機会の拡充

#### 【執行方針】

消費者団体等との多面的な連携を通じて協会活動への理解と資金需要者等の相談機会の拡充を図り、 資金需要者等の利益の保護に努める。

# 【業務計画】

- ①国民生活センターとの連携強化(役員との意見交換会・相談実務者との情報交流会の実施)
- ②主要な消費者団体への活動報告会の開催

- ③消費生活相談員の相談スキル向上を目的とした研修会への講師派遣
- ④協会員及び消費生活相談員との意見交換会の実施
- ⑤4団体との消費者啓発に関る懇談会などの情報交換

#### (3)顧客対応の向上のための支援を継続実施

### 【執行方針】

貸金業者における顧客重視の窓口体制の整備を支援する。

### 【業務計画】

- ①顧客対応に係る集合研修を企画・提案し、講師を派遣する。(業務企画部と連携)
- ②相談・苦情の対象業務について、当該貸金業者との連携を強化し、問題解決に向けた支援を行う

### (4)協会職員(相談員)の資質向上に向けた教育研修の継続実施

### 【執行方針】

相談・紛争解決センター利用者への的確な対応とセンター業務への信頼を確保するため、相談・苦情に対応する相談員の資質向上を目指した教育研修を継続実施する。

### 【業務計画】

- ①個別相談·苦情事案に基づくOJTの実施
- ②本部・支部職員を対象としたスキルアップ研修の実施
- ③高齢者・障害者への配慮ある相談対応研修
- ④ 「相談対応手引き」に沿った適切な相談スキルの向上
- ⑤その他研修計画に基づく教育研修の実施

### (5)支部との連携強化

#### 【執行方針】

センター業務に関連する各種情報を提供するとともに、連携を強化して業務の充実を図る。

#### 【業務計画】

①本部・支部フォルダを活用した情報の提供と効果的なOJTの実施。

### (6)業務効率化策の実施

#### 【執行方針】

業務量の減少などを踏まえて更なる業務の効率化を検討・実施する。

### 【業務計画】

- ①郵送による貸付自粛手続きを本部に集約する。
- ②受付変更による経過の検証
- ③金融 ADR 負担金改定後の請求等に伴う検証

#### (7)資金需要者の実態把握と分析・検証及び公表

### 【執行方針】

相談内容から資金需要者の実態を把握し、分析・検証した結果などについて広く公表する。

# 【業務計画】

- ①新中分類に沿ったデータの収集・分析・検証を行う。
- ②収集したデータより課題・問題点を洗い出し活用方法を検討する。

### (8)ギャンブル等依存症対策における貸付自粛制度の推進

### 【執行方針】

平成28年成立、「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」(IR法)の付帯決議において「ギャンブル等依存症対策の強化」を求めている。その一環として貸付自粛制度の推進を図ると共に、現状の

CIC・JICC の信用情報機関に加え、全国銀行情報センターを加えるために一般社団法人全国銀行協会と連携して推進する。

また、ギャンブル等依存症対策についての法整備を前提に同制度の見直しを検討する。

# 【業務計画】

- ①貸付自粛制度推進に係る体制の構築
- ②一般社団法人全国銀行協会と連携を図りながら貸付自粛制度を推進する。

# [貸金戦略部門]

# 1. 積極的な広報の実施

貸金業界の社会的評価の向上と本協会の認知度を高めるため、次のとおり広報活動を行った。

# (1)広報誌「JFSA」の刊行

業界健全化の進展状況と設立来の協会活動、有識者や公益理事インタビュー、行政担当官や関係団体からの寄稿等を掲載した広報誌「JFSA」を7月と1月に刊行し、協会員をはじめ関係行政や消費生活センター等2.730 先に配布した。

### (2)「年次報告書」の刊行

平成28年度の協会活動や統計情報、「貸金業が担う資金供給機能等に関するアンケート調査結果」を掲載した「平成28年度年次報告書」を8月に刊行し、協会員をはじめ関係行政や消費生活センター等3,110先に配布した。

### (3)調査研究結果等の公表

調査研究の結果等を、本協会の定期刊行物や協会Webサイト等で公表するとともに、金融庁及び日本銀行各記者クラブへのニュースリリースを行った。

#### (4)「IFSAnews」の刊行

貸金業務に関する質問と回答、実地監査における指摘事例や好事例等、法令遵守に役立つ情報や、顧客との円滑なコミュニケーションを図る上で有益な情報、資格試験関連情報を掲載した機関誌「JFSAnews」を毎月刊行し、協会員専用サイトに掲載した。

### (5)ブランディング施策の実施

「本協会に加入する貸金業者は安心して借入れの相談ができる」ということを資金需要者に継続的に周知するためのポスターを制作し、協会員に3,580枚配布するとともに、財務局・財務事務所・都道府県貸金業担当部課、消費生活センター等に掲示を依頼した。

# (6)協会 Web サイトの改修

本協会設立10年を迎えた12月19日に、デザインを改めたトップページ等をリリースするとともに、「貸金市場のあゆみとこれから」、「借金などでお悩みの方は、まずご相談ください。」の新設ページをリリースした。また、一部ページについてはスマートフォン対応を実施した。

### (7)その他

- ①マスコミからの取材に随時対応し、正確な情報の発信に努めた。
- ②金融関係紙・誌に会長メッセージや本協会活動の記事を寄稿し、健全化が進む業界を広報した。

# 2. 資金需要者等への金融に関する知識の普及及び啓発

貸金業に係る金融知識の普及及び啓発、ヤミ金融の被害防止等に関する注意喚起、貸金業相談・紛争解 決センターの活用等を通じて、資金需要者等の利益の保護を図ることを目的とした啓発活動を次のとおり 行った。

### (1)資金需要者等を対象としたリーフレット類の製作及び配布

- ①小冊子「ローン・キャッシング Q & A BOOK」を15.5万部製作し、各自治体の成人式及び消費生活センター等へ無償配布した。
- ②金銭教育教材「暮らしとローン・クレジット」を継続して配布した。
- ③ヤミ金融被害防止ポスター及びリーフレットを継続して配布した。
- ④貸金業相談・紛争解決センター案内リーフレットを継続して配布した。
- ⑤金融 ADR 制度リーフレットを継続して配布した。

### (2)講師派遣・出前講座の実施

高等学校、大学のほか、一般消費者等を対象とした消費者啓発のための出前講座を延べ4回実施し、152人の参加があった。また、講師派遣として相談窓口担当者向け講座を延べ16回(参加者436人)、企業向け講座を延べ16回(参加者174人)実施した。

### (3)協会 Web サイトの活用

協会Webサイト内の悪質業者一覧を適時更新し、資金需要者等にヤミ金融との接触防止に関する注意 喚起を行った。(平成30年3月末現在、938件の事例を掲載)

#### (4)その他

- ①東京都多重債務問題対策協議会が主催する「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」に本協会職員及び協会員会社の社員(延べ14社29名)が参加・協力し、特設会場において消費者啓発教材等の配布や、キャンペーングッズの街頭配布を行った。(平成29年6月、11月)
- ②金融庁の依頼により、「多重債務者相談強化キャンペーン2017」キャンペーンポスター等の協会員店舗における掲示について協力した。(平成29年9月)

# 3. 貸金業の現状等に係る調査研究の実施

# (1)調査研究活動の概要

貸金業が担っている資金供給機能には、異なる業態や成り立ちの違いから多種多様な貸金事業モデルが存在しており、貸金業者には、生活や事業に密着した身近な金融機関としての社会的役割が一層求められていることから、資金需要者に対する適時、円滑な資金供給機能がなされているか等の視点から、実態に即した貸金業者の経営実態等を検証することを目的とした調査を行った。

また、貸金業者の業態、事業規模別に個々の貸金業者がどのような事業特性を有しているのかを把握し、抱えている課題や問題を明確にすることを目的としたヒアリング調査を行った。

### (2)調査結果の公表

- ①統計資料としての連続性の観点や、自主規制機関としての位置づけ等を鑑み、実施した各アンケート調査 結果を、「貸金業者の経営実態等に関する調査結果報告」として公表を行った。
- ②貸金業界のトレンドを捉えた統計情報として、「月次統計資料」の公表を行った。

# 4. 法令等に関する調査研究及び政府等への建議要望

貸金業に関する税制の問題を調査研究し、平成30年度税制改正要望を策定のうえ、次のとおり政府等に 建議要望した。

- ①平成29年7月7日、金融庁へ要望書を提出した。
- ②同年11月8日、自由民主党「予算・税制等に関する政策懇談会」に要望書を提出した。

# 5. 研修の実施等

- ①協会設立10周年を機に、貸金業者の現状を踏まえ、研修規則及び同細則について、次のとおり改正した。 現行の「業務研修会」「業務講演会」の区別を見直し、研修テーマに沿った個別具体的な研修区分に変更、 また、eラーニングや動画による研修等、情報技術を用いた研修が導入できるよう明記した。
- ②協会設立10周年事業として、全国10地区で開催された地区協議会全体会議と併設して、外部講師を招いたトップセミナーを株式会社日本信用情報機構の協賛を受けて実施し、協会員362社から394名の出席があった。
- ③従来の業務研修会に該当するコンプライアンス研修を平成29年10月3日から12月6日の間に東京、名古屋、大阪、福岡の4か所で開催し、弁護士による「改正個人情報保護法の実務対応について」及び、本協会各部門担当役席者による「協会監査における指摘事例と好事例について」、「カウンセリング的手法を用いた顧客対応について」をテーマにした講義を行った。協会員、非協会員合計で512社628人の出席があった。
- ④テーマ別研修会の初めての試みとして、「仮想通貨・ブロックチェーンに関する研修会」を、平成30年2月27日に東京で、3月23日に大阪で実施した。両会場合わせ、協会員218社296人の出席があった。
- ⑤協会員を対象に「カウンセリング的手法を用いた顧客対応について」をテーマとし、初級編・中級編・上級編の計3回の実務研修を行った。延べ29社45人の参加があった。

# 6. 協議会活動状況

- ①平成29年7月4日から7月28日にかけて全国10箇所で全体会議(沖縄県は報告会)を開催し、第10回 定時総会報告を含む協会運営状況の報告を行った。平成29年は協会設立10周年となることから、協会 員の代表者の出席を求め、協会運営上の要望事項等を聴取するとともに、情報・意見交換の場を設け、相 互の理解促進を図った。
- ②平成29年12月6日に地区協議会正副会長懇談会を開催し、地区協議会開催状況及びその他協会の諸 活動について報告を行うとともに、各地区の資金需要者等の現状について意見交換を行った。

# [自主規制・貸金戦略部門]

# 1. 貸金業関係法令等の改正検討

貸金業施行規則に定められた貸金業務の課題について金融庁に要望し、調整を行った結果、個社作成の会社案内や啓発パンフレットに記載する登録番号の更新回数の記載についての考え方が明確になり、「貸金業法関係法令等に係るFAQ」として協会Webサイトに公表し協会員へ周知した。

# [主任者資格部門]

# 1. 資格試験の実施

- ①全国17試験地(20会場)において平成29年度貸金業務取扱主任者資格試験を1回実施した。
- ②試験の結果

試験日	平成29年11月19日(日)
受験申込者数	11,680人
受験者数	10,214人
受験率	87.4 %
合格者数	3,317人
合格率	32.5 %
合格基準点	34点
合格発表日	平成30年1月10日(水)

# 2. 主任者登録事務の実施

貸金業務取扱主任者の登録(登録更新含む)及び変更等に関する事務を正確かつ迅速に実施した。 (平成29年4月1日から平成30年3月31日)

登録申請書受理件数	4,533件
登録完了通知発送件数	2,203件
更新完了通知発送件数	2,026件
登録の変更・取消し・拒否件数	2,227件
登録抹消件数	1,530件
平成30年3月31日現在登録主任者数	27,881人

# 3. 登録講習事務の実施

- ①平成29年度貸金業務取扱主任者講習実施計画に基づき、全国10地域において、平成26年度に主任者登録を受け更新時期を迎えた者を中心として17回の登録講習を実施した。
- ②講習の実施及び結果

受講申込者数	3,215人
受講者数	3,132人
受講率	97.4%
修了者数	3,132人

③マイページを活用した主任者活動支援策の実施

主任者活動の支援を目的として、主任者専用サイト(マイページ)に貸金業法及び関係法令等の改正状況、貸金業に関する各種判例、金融検査結果事例集等の関係資料を6つのカテゴリーに別けて掲載している。

# [総務部門]

# 1. 協会員数の推移(平成29年4月~平成30年3月)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
加入	5	2	5	5	5	5	3	4	1	3	3	2	43
退会	<b>A</b> 2	▲1	▲1	0	0	<b>1</b>	0	<b>A</b> 2	▲1	0	<b>A</b> 2	<b>A</b> 3	▲13
廃業	<b>▲</b> 11	<b>\$</b> 5	<b>4</b>	<b>\$</b> 5	<b>4</b>	<b>4</b>	<b>▲</b> 14	<b>1</b>	▲1	<b>4</b>	<b>4</b>	▲9	<b>▲</b> 66
不更新	0	0	▲1	0	0	0	<b>1</b>	▲1	<b>A</b> 2	▲1	0	0	<b>▲</b> 6
登録取消等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
月末協会員数	1,140	1,136	1,135	1,135	1,136	1,136	1,124	1,124	1,121	1,119	1,116	1,1	06
協会加入率	61.5 %	61.3 %	61.5 %	61.9 %	62.1%	62.5%	62.6%	62.4%	62.4%	62.5%	62.6%	62.	5 %

# 2. 協会加入促進

- ①平成29年度の本協会加入は43業者であり、平成30年3月末日で協会員数は1.106業者となった。
- ②本部と支部連携の下、社内規則策定や登録申請手続きの支援を行う「貸金業者登録申請に関する支援制度 |を活用し通期で32業者の支援申込があり、うち支援中業者等を除く15業者が本協会へ加入した。
- ③本協会が提供しているサービスや支援内容をまとめた「協会員様へのサービスの提供、ご支援について」等を作成し、登録行政庁の協力も仰ぎつつ加入促進活動を推進した。
- ④本協会加入メリットの拡充を図ることを目的として、協会員、非協会員を訪問し、現状の業務実態や課題の確認、及び本協会に求めるサービスや要望事項等の把握を図った。

# 3. 財務局及び都道府県行政への協力

- ①財務局や各都道府県から委託を受け、貸金業者の登録申請・更新・変更等の申請書類及び事業報告書・ 業務報告書の受付事務について業務処理を円滑に行った。
- ②「貸金業者登録申請書・届出書」や「貸金業者登録申請の手引き」について、法改正に伴う改訂を行い、協会Webサイトの協会員専用サイトに掲載し、協会員の行政関係事務の効率化・明確化を図った。

# 4. 協会運営規則の改正等

- ①協会員代表者の資格要件を代表取締役に限定することは法令上も適当ではないことなどから「定款の施行に関する規則」の見直しを行い、実態に即した内容に改正した。
- ②改正個人情報保護法令等の施行に伴い、協会内運営規程として新たに「個人情報取扱規程」を制定し、従前の「個人情報の保護に関する規則」を廃止するとともに、「特定個人情報取扱規程」等について所要の改正を行った。

# 5. 「日本貸金業協会10年史」の刊行に向けた取り組み

貸金業界の歴史と、その中で本協会が行ってきた活動等を掲載した「日本貸金業協会10年史」の刊行に向けた準備を行った。

# 6. 内部監査の実施及び役職員のコンプライアンスの徹底

内部管理態勢の整備・定着を図ることを目的に、本部8部署、12拠点支部、並びに貸金業相談・紛争解決センターの金融ADR業務に係る定期監査を実施し、本協会業務の有効性・効率性を評価・検証した。また、自主規制機関としての役職員のコンプライアンス向上のための研修を行うなど周知徹底を図った。

# 第 2 章 業務に関する事項

# I. 自主規制部門

# 1 法令・諸規則等遵守の徹底・整備・充実

# 1. 法令改正等対応

### (1)貸金業関係法令等の改正等に伴う個人情報保護指針等の改正

- ①「個人情報の保護に関する法律」等の改正(平成29年5月30日)を踏まえ、「個人情報保護指針」、「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」及び「社内規則策定ガイドライン(「個別ガイドライン」及び「規程記載例」)」の見直しを行い、平成29年5月30日に一部改正を行った。
- ②実態に即した効果的かつ効率的な研修事業を構築するため、「研修規則」及び「「研修規則」に関する細則」の見直しを行い、平成29年8月1日、一部改正を行った。
- ③紛争解決等業務を行う受付時間の変更等を内容とした「紛争解決等業務に関する規則」改正を踏まえ、 「広告審査に係る審査基準」の見直しを行い、平成30年2月1日に一部改正した。

# (2)貸金業関係法令等の改正等及び本協会の「研修規則」等の改正に伴う意見募集対応

①個人情報保護法の改正を踏まえた「個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則 (案)」が、個人情報保護委員会から公表され意見募集手続きが開始された。

これに伴い、平成29年12月11日に協会Webサイトにおいて、協会員へ意見募集を行い、協会員から寄せられた意見を取りまとめ、個人情報保護委員会に意見を提出した。

- ②「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン (案)」及び「貸金業者向けの総合的な監督指針」の一部改正 (案)が、金融庁 Webサイトで公表され意見募集手続きが開始された。
  - これに伴い、平成29年12月12日に協会Webサイトにおいて、協会員へ意見募集を行い、協会員から寄せられた意見を取りまとめ、金融庁に意見を提出した。
- ③「金融検査・監督の考え方と進め方 (検査・監督基本方針)」(案)が、金融庁 Webサイトで公表され意見 募集手続きが開始された。
  - これに伴い、平成29年12月20日に協会Webサイトにおいて、協会員へ意見募集を行い、協会員から寄せられた意見を取りまとめ、金融庁に意見を提出した。
- ④「会社法制(企業統治等関係)の見直しに関する中間試案」が、法務省から公表され意見募集手続きが開始された。
  - これに伴い、平成30年3月16日に協会Webサイトにおいて、協会員へ意見募集を行った。
- ⑤実態に即した効果的かつ効率的な研修事業を構築するための「研修規則」及び「「研修規則」に関する細則」の一部改正(案)を、平成29年6月1日に協会Webサイトにおいて公表し、6月8日までの期間で意見募集を行った。

# 2. 貸金業関係法令等の業務課題等の対応

法令の規定上明確にされていない、ローンカード発行時の本人特定事項の確認のタイミング、和解時の債権証書の取扱い及び改元対応等について、金融庁と意見交換のうえ対応方法等の整理を行い、『「貸金業

法関係法令等に係るFAQ(第2回)」の公表について』として平成30年2月15日に協会Webサイトに掲載し 周知した。

# 3. 適切な業務の確保に係る周知・要請

# (1)関係省庁等との連携

- ①「「金融機関における個人情報保護に関するQ&A」の改正について」を平成29年4月4日に協会Webサイトに掲載し周知した。
- ②「「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る参考事例集(平成29年4月改訂版)等の公表について」を平成29年4月12日に協会Webサイトに掲載し周知した。
- ③サイバーセキュリティについての対応実態を内容とする「金融庁からの情報提供について」を平成29年4月25日に協会Webサイトに掲載し周知した。
- ④犯罪収益移転防止法における取引時確認に係る「外交官等に対する住居証明書の取扱について」を平成29年6月28日に協会Webサイトに掲載し周知した。
- ⑤「「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績等について」を平成29年6月30日に協会Webサイトに 掲載し周知した。
- ⑥「「経営者保証に関するガイドライン」Q&Aの一部改定について」を平成29年6月30日に協会Webサイトに掲載し周知した。
- ⑦「平成29年7月5日からの大雨による災害」に関し、お見舞い文書、相談窓口開設案内、貸金業者宛被災者対応等要請等文書を平成29年7月11日に協会Webサイトに掲載し周知した。
- ⑧「平成29年7月22日からの大雨による災害」に関し、お見舞い文書、相談窓口開設案内、貸金業者宛被災者対応等要請等文書を平成29年8月2日に協会Webサイトに掲載し周知した。
- ⑨「平成29年台風第18号」に関し、お見舞い文書、相談窓口案内、貸金業者宛被災者対応等要請等文書を 平成29年9月22日に協会Webサイトに掲載し周知した。
- ⑩「平成29年台風第21号」に関し、お見舞い文書、相談窓口案内、貸金業者宛被災者対応等要請等文書を 平成29年11月6日に協会Webサイトに掲載し周知した。
- ①金融庁Webサイトに掲載された「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績等が更新されたことを踏まえ、「「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績等について」を平成30年1月5日に協会Webサイトに掲載し周知した。
- ⑫ 「「経営者保証に関するガイドライン」 Q & A の一部改定について」を平成 30 年 1 月 31 日に協会 Web サイトに掲載し周知した。
- ③「平成30年2月4日からの大雪による災害」に関し、お見舞い文書、相談窓口案内、貸金業者宛被災者対応等要請等文書を平成29年2月14日に協会Webサイトに掲載し周知した。
- ⑭「平成29年度豪雪」に関し、お見舞い文書、相談窓口案内、貸金業者宛被災者対応等要請等文書を平成30年2月20日に協会Webサイトに掲載し周知した。

### (2)関係機関等との連携

- ①「「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」にもとづく債務整理支援に係る事業の譲渡について」を平成29年6月5日に協会Webサイトに掲載し周知した。
- ②「「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」着手同意後に登録支援専門家の委嘱依頼を しない債務者について」を平成29年6月22日に協会Webサイトに掲載し周知した。
- ③「「平成29年7月5日からの大雨による災害」の被災者に係る「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の利用周知および相談への対応等について」を平成29年7月11日に協会Webサイトに掲載し周知した。
- ④「「平成29年7月22日からの大雨による災害」の被災者に係る「自然災害による被災者の債務整理に 関するガイドライン」の利用周知および相談への対応等について」及び「「自然災害による被災者の債務

整理に関するガイドライン」に係る登録支援専門家の委嘱依頼書の提出先・照会窓口の更新について」を 平成29年8月2日に協会Webサイトに掲載し周知した。

- ⑤「平成29年台風第18号の被災者に係る「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の利用周知および相談への対応等について」を平成29年9月22日に協会Webサイトに掲載し周知した。
- ⑥「自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関のWebサイトの変更について」を平成29年10月12日 に協会Webサイトに掲載し周知した。
- ⑦「平成29年台風第21号の被災者に係る「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の利用周知および相談への対応等について「を平成29年11月6日に協会Webサイトに掲載し周知した。
- ⑧「平成30年2月4日からの大雪による災害の被災者に係る「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の利用周知および相談への対応等について」を平成30年2月14日に協会Webサイトに掲載し周知した。
- ⑨「平成29年度豪雪の被災者に係る「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の利用周知よび相談への対応等について」を平成30年2月20日に協会Webサイトに掲載し周知した。

# 4. 社内規則策定の支援及び指導

### (1)全協会員の社内規則の点検

平成29年10月から、第3回の社内規則の一斉点検(平成29年3月末時点の全1,148協会員)を実施し、 その結果、修正が必要な協会員に対し、書面、架電等により指導を実施し、ほぼ全ての協会員が適格である ことを確認した。

### (2)貸金業者登録申請の支援

平成29年度に貸金業者登録申請の支援として、新規加入の43協会員及び新規加入予定の19業者の社内規則策定支援を実施した。

# 5. コンプライアンス態勢強化のためのサービス提供

#### (1)学習支援プログラムの提供

協会員の従業員を対象とした学習支援プログラム「JFSA – Learning」による研修・指導を実施した。 受講対象は、①新規入会協会員、②法令等違反届・監査結果、資金需要者からの苦情等により受講が必 要と判断された協会員、③一定の要件を満たす受講要望のある協会員のほか、④特別案内を実施した協会 員(これまでに一度も受講案内を実施しておらず、従業者数が300人未満の協会員)としている。

また、平成29年5月に全面施行された改正個人情報保護法の基礎学習を目的とした個別講座を新設し、 平成29年10月より提供を開始している。

#### 学習支援プログラム「JFSA-Learning」

法令等遵守態勢整備の観点から、本協会が必要と判断した協会員に無償提供するeラーニング機能 (インターネットを活用した教育システム)を活用した学習システムであって、協会員の従業員向けの貸金業法に基づく研修・指導をサポートするもの。

平成24年7月から実施している本プログラムは、学習テキストと、学習テキストを基に作成された理解度テストの二つから構成され、理解度テストに解答することで学習の理解度が測定できる。

# 平成29年度学習支援プログラム「JFSA - Learning」実施結果 【合計】

平成30年3月末現在

受講	対象協会員	受講協会員	全受講生が修了した協会員	修了した受講生数
文講状況	433社/14,078名	175社(40.4%)/1,958名	74社(42.3%)/762名	1,583名

### 【内訳】

# 《新規入会協会員》

受講状況	対象協会員	受講協会員	全受講生が修了した協会員	修了した受講生数
状況	45社/652名	23社 (51.1%)/115名	9社 (39.1%)/32名	59名

#### 《指導対象協会員》

受講状況	対象協会員	受講協会員	全受講生が修了した協会員	修了した受講生数
状況	161社/3,795名	54社(33.5%)/539名	17社 (31.5%) /69名	414名

#### 《受講要望協会員》

受講状況	対象協会員	受講協会員	全受講生が修了した協会員	修了した受講生数
状況	70社/5,242名	70社 (100%) /1,141名	42社(60.0%)/607名	1,043名

#### 《特別案内協会員》

受講	対象協会員     受講協会員		全受講生が修了した協会員	修了した受講生数		
状況	157社/4,389名	28社 (17.8%) /163名	6社 (21.4%)/54名	67名		

### (2)法令・判例等検索システムの提供

協会員に対して、法令・判例等に照らした業務の適切性、適正性確保のためのツールとして「法令・判例等検索システム」を、協会員専用サイトにおいて無償提供している。

「法令・判例等検索システム」は、民間の専門企業等が提供している法令・判例データベースに、本協会独自のカスタマイズとして、行政・協会の処分事例、協会の各種規定及び行政のパブリックコメントを収録しており、法令や各種規定の改正、制定に適時対応し、収録データの充実を図っている。

#### 「法令・判例等検索システム」の主な内容

# 収録データ

▶ 法 令:約13,000法令
▶ 判 例:約28万件
▶ 更新頻度:随時

# (3)反社会的勢力に係る情報の提供

反社会的勢力との関係遮断に関し、監督指針等が改正され反社情報を一元的に管理したデータベースの構築体制等が求められることとなったことを踏まえ、協会員の対応への支援として、「特定情報照会サービス」を株式会社日本信用情報機構(JICC)へ業務委託し、平成26年7月より提供している。平成27年3月から事後検証の態勢整備を支援する「フィードバックサービス」を開始しているが、協会員の要望を考慮し、平成28年度からサービス対象に「法人貸付に係る連帯保証人」を追加したうえで、JICCへの債権登録件数を1,000件以上から300件以上の協会員へと利用条件の緩和を図り実施している。

### (4)コンプライアンスシートの開示

協会員が自社の法令等遵守状況の確認のほか、取引先等への「安全・安心」を表明できる客観的情報として、要望のあった協会員に対し法令等遵守状況を記載した「コンプライアンスシート」の開示を実施しており、平成29年度は25件の開示申請があり、4協会員に対し「コンプライアンスシート」を開示した。未開示の21件については、協会員からの希望により、新年度版になる平成30年4月以降に開示することとしている。

# 7. 問合せ等に対する指導の実施及び業務用書式等の改訂による内部管理態勢確立の支援

### (1)電話等による協会員からの業務上の各種問合せへの対応状況

協会員からの法令や諸規則等に照らした実務相談や社内規則策定、さらには広告出稿審査等に係る相談や問合せ等に随時対応している。

#### 協会員からの各種問合せ件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
社内規則等	16	42	18	18	21	33	288	51	24	46	69	15	641
広告勧誘等	19	22	38	29	19	28	34	37	13	23	29	12	303
法令等解釈	67	63	90	92	91	99	88	113	82	68	80	75	1,008
書式類関係	9	10	8	10	11	12	12	11	9	7	6	16	121
JFSA-Learning	13	8	13	18	86	46	40	15	16	24	4	16	299
その他	5	7	14	9	17	7	6	4	6	12	10	24	121
合計	129	152	181	176	245	225	468	231	150	180	198	158	2,493

平成29年度の問合せ件数は、2,493件と前年度の2,231件に対し、262件の増加(前年度比111.7%)であった。平成29年度は、全協会員を対象とした社内規則一斉点検を10月より行ったため、同項目に関する問合せが倍増した。

「法令等解釈」については、前年度と同等の水準であり、各協会員でのコンプライアンス理解がほぼ安定的に浸透していることが窺える。「書式類関係」についても、JFSAニュース等で利用の手引きを掲載するなど、利用方法が定着したことにより、問合せ件数の減少がみられた。

「JFSA-Learning関係(業務研修会を含む)」については、過去特に案内を行っていなかった協会員に対しても受講案内を送付する等、受講の推進を図ったことにより問合せが増加した。

「広告勧誘等」については、貸金業相談・紛争解決センターの開所時間の変更に伴う「広告審査に係る審査基準」の改定があったことや、協会Webサイトの協会員検索ページで、各社WebサイトURLのリンクを行ったこと等が問合せ増加の要因と考えられる。

#### (2)業務用書式及び法定交付書類等のひな型の提供等

貸金業者の業務支援として、貸金業法において交付・掲示・備付等が規定されている書類等(以下「法定交付書類等」という。)に関し業務用書式を販売している。また、当該書式のデータを協会Webサイトに掲載しダウンロード可能の状態で閲覧に供している。

その他、販売をしていない「法定交付書類等」についても同様にWebサイトに掲載等している。

平成29年度は、年月日に不動文字で「平成」を使用している書式等について、改元を見すえ「平成」を削除する修正を加えた。(在庫状況等を見ながら継続して対応する。)

# 8. 出稿広告の審査・支援・指導

### (1)広告出稿審査の年度別実施状況

「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」第43条に基づき、協会員により新聞・雑誌、テレビ、電話帳に出稿される個人向け無担保無保証貸付けの契約に係る広告について事前の出稿審査を実施している。

#### 広告出稿審査の新規申請件数

(単位:件)

媒体 (審査開始時期)	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24 年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29 年度
新聞・雑誌 (平成20年8月より)	662	570	866	403	351	281	455	265	226	244
電話帳 (平成21年8月より)	_	179	264	194	192	137	160	145	114	110
テレビ (平成20年9月より)	31	92	113	103	146	106	77	73	131	135
合計	693	841	1,243	700	689	524	692	483	471	489
初回承認率(注)	63.6 %	62.1 %	60.7 %	72.7 %	94.5 %	98.3 %	97.5 %	93.8 %	95.5 %	97.1 %

(注)初回承認率(初回申請で改善要請を受けることなく1回で承認された広告の割合)は"協会員の自主規制ルール理解度の 目安"と考えており、平成24年度以降は4媒体平均94%以上となり、自主規制ルールが着実に浸透してきている。

### (2)広告出稿のモニタリング調査結果

広告出稿審査対象の広告が、本協会の承認を受けて出稿されているかどうかのモニタリング調査を、実施 している。

また、テレビについては、「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」第48条に定める「放送時間帯」、「出稿本数」等を遵守しているかどうかのモニタリング調査を施している。

### 新聞・雑誌、電話帳の未承認広告の割合(未承認件数/調査件数)・テレビの自主規制違反件数(全出稿件数に占める割合)

	新聞·雑誌	電話帳	テレビ
平成20年度	17.2 % (666/3,872)	_	2件 (一)
平成 21 年度	1.3 % (192/14,322)	_	4件 (0.09%)
平成22年度	0.9 % (211/23,595)	13.9 % (132/948)	1件 (0.03%)
平成23年度	0.45 % (86/19,304)	1.6 % (17/1,053)	2件 (0.05%)
平成24年度	0.04 % (6/16,755)	0 % (0/800)	4件 (0.11%)
平成 25 年度	0.01 (2/16,242)	0 % (0/779)	0件 (0%)
平成26年度	0 % (0/16,999)	0 % (0/752)	2件 (0.07%)
平成27年度	0 % (0/13,243)	0 % (0/644)	2件 (0.07%)
平成28年度	0 % (0/11,667)	0 % (0/682)	0件 (0%)
平成29年度	0.10 % (10/9,618)	0.12 % (1/804)	13件 (0.43%)

モニタリング調査を始めた平成20年度は、本協会の承認を受けずに出稿された新聞広告の割合が17.2%あったが、当該広告を出稿していた協会員に対する指導、及び広告関係団体等に対する協力要請を継続的に行ってきた結果、平成24年度以降、未承認広告の割合が1%以下となっており、広告出稿状況は健全化した状態となっている。

また、広告出稿審査の対象外である貸付商品の種類(有担保貸付、事業者向貸付等)及び広告媒体(チラシ等)合計341件について、協会員からの確認依頼に対応し適正な広告出稿の支援を行った。さらに、協会員のWebサイト237社、及びインターネット広告(バナー、アフィリエイト広告等)において、多重債務者や生活困窮者に対して借入を誘引するような表現がある不適切な2,075サイトのモニタリング調査や個別指導を行った。

# (3)出稿広告の健全化に向けた対応状況

適正な広告が出稿されるための取り組みとして、公益社団法人日本広告審査機構(JARO)等の広告関係団体と連携した活動を継続するとともに、平成29年度は、個人向け無担保ローンCMに関する共通認識について、民放連及び在京の各テレビ局と意見交換を実施する等、情報連携を行なっている。

また、非協会員の新聞広告等の調査結果について、監督官庁へ情報提供を行う他、ヤミ金融やカード現金化等の悪質な業者の広告についても監視等を行い、撲滅に向け監督官庁との情報連携を実施している。

# 9. 法令等違反届出状況と措置状況

### (1)協会員からの法令等違反に係る届出状況

本協会では、定款第12条の規定に基づき、協会員に対して、行政当局による立入検査、本協会の実地監査、協会員自らによる社内調査等において、法令等に違反する行為があったことを認識したときは、本協会に「法令等違反に係る届出書」を提出することを求めている。

この定款の規定に基づき、本協会発足から平成29年度末までに、協会員から提出された法令等違反届出事案の総件数は4,869件となっている。

ここ最近の法令等違反に係る届出状況を事案数で見ると、指定信用情報機関への個人信用情報の提供 (法第41条の35)に係る事案が全体の4割弱を占めていた平成25年度(820件)をピークに大幅に減少して おり、平成28年度は前年度(562件)より219件減少して343件となり、平成29年度も前年度(343件件)よ り84件減少して259件となっている。

次に、平成29年度における届出事案を内容別に見ると、

- ・個人信用情報の提供(法第41条の35)に係る事案が57件
- ・契約締結時の書面の交付(法第17条)に係る事案が46件
- 契約締結前の書面の交付(法第16条の2)に係る事案が18件
- ・自主規制基本規則に係る事案が17件

となっており、これら(138件)で届出事案全体(259件)の過半数を占めている。

なお、平成29年度の届出事案の内容を前年度と比較すると、該当条文等による分類のほとんどにおいて減少しているが、特に、個人信用情報の提供(法第41条の35)に係る事案が31件の減少、変更の届出(法第8条)に係る事案及び返済能力の調査(法第13条)に係る事案がともに22件の減少となっている。

法令等違反届出状況 (単位:件)

年度	平成19~	~24年度	平成2	5 年度	平成2	6年度	平成 2	7年度	平成 2	8年度	平成2	9年度	合	計
該当条文等	協会員数	事案数	協会員数	事案数	協会員数	事案数	協会員数	事案数	協会員数	事案数	協会員数	事案数	協会員数	事案数
8条 (変更の届出)	284	430	42	56	27	34	55	61	30	38	14	16	452	635
12条の2 (業務運営に関する措置)	30	30	10	11	3	3	2	2	5	5	2	2	52	53
12条の3 (貸金業務取扱主任者の設置)	27	28	2	2	1	1	0	0	3	3	1	1	34	35
12条の6(禁止行為)	17	20	1	1	2	2	3	3	2	2	3	3	28	31
12条の8 (利息、保証料等に係る制限等)	16	20	5	6	4	4	9	9	8	8	5	5	47	52
13条 (返済能力の調査)	99	126	23	34	15	25	44	55	26	33	11	11	218	284
13条の3(基準額超過極度 方式基本契約に係る調査)	57	67	11	13	11	13	41	61	10	10	4	4	134	168
14条 (貸付条件等の掲示)	66	66	8	8	4	4	5	5	6	7	2	2	91	92
15条 (貸付条件の広告等)	61	66	10	13	7	7	29	29	5	5	5	7	117	127
16条の2((保証)契約締結前の書面の交付)	124	129	44	47	15	15	19	21	18	20	17	18	237	250
17条 (契約締結時の書面の交付)	179	213	65	109	28	36	24	35	29	37	34	46	359	476
18条 (受取証書の交付)	81	87	21	34	23	33	13	19	9	13	7	8	154	194
19条 (帳簿の備付け)	104	113	14	20	19	29	15	24	15	21	12	14	179	221
19条の2 (帳簿の閲覧)	8	14	2	9	1	4	1	6	1	1	1	4	14	38
21条 (取立て行為の規制)	81	101	31	52	27	40	14	20	2	2	13	16	168	231
22条 (債権証書の返還)	31	36	10	18	4	9	6	12	7	8	3	3	61	86
24条(債権譲渡等の規制)	25	26	1	1	4	4	2	2	1	1	1	1	34	35
41条の35 (個人信用情報の提供)	129	224	103	308	85	233	84	140	43	88	33	57	477	1,050
出資法5条2項 (高金利の処罰)	24	24	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	26	26
自主規制基本規則	144	195	5	5	7	11	6	8	6	6	14	17	182	242
その他 (注)	291	318	45	71	37	45	38	50	28	35	23	24	462	543
合計(※)	1,878	2,333	455	820	324	552	410	562	254	343	205	259	3,526	4,869

- (注) その他のうち主なもの。
  - 12条の4(証明書の携帯等)、24条の6の2(開始等の届出)、24条の6の9・10(事業報告書の提出等)
- (※) 合計欄の協会員数は、各条項の協会員数を加算したもの。

# (2)協会員に対する措置状況

①法令等違反に伴う措置について

協会員から提出された「法令等違反に係る届出書」については、定款第56条に基づいて設置された「規律委員会」において個別事案ごとに審議を行ったうえで、「自主規制会議」あるいは「理事会」を経て、協会員に対する処分等の措置が決定されている。

平成20年度から平成29年度までに措置を行った協会員は延べ111会員で、この内訳は、定款第21条に基づく処分である除名、会員権停止、譴責が30会員、定款第22条に基づく勧告が15会員、定款第5条による文書注意が66会員となっている。なお、措置協会員数は減少傾向にあり、ここ数年は一桁台で推移している。

平成29年度に措置を行った協会員は6会員で、前年度の8会員から2会員の減少となっている。6会員の内訳は、勧告が2会員、文書注意が4会員で、定款第21条に基づく処分とした協会員はなかった。

# ②書類監査に伴う措置について

本協会監査部による書類監査に応じない協会員については、上記①と同様の手続を経て、協会員に対する処分等の措置が決定されている。

平成20年度から平成29年度までに措置を行った協会員は延べ255会員で、この内訳は、定款第21条に基づく処分である除名、会員権停止、譴責が173会員、定款第22条に基づく勧告が27会員、定款第5条による文書注意が55会員となっている。

なお、これまでに措置を行った255会員のうち246会員は、本協会発足直後の平成20年度及び平成21年度に措置を行った協会員であり、平成29年度においては、平成27年度、平成28年度に引き続いて措置を行った協会員はなかった。

措置状況 (単位:協会員数)

1日 但 1		(キロ・カ									
		除名	会員権停止	譴責	勧告	文書注意	計				
平	法令等違反	0	5	0	4	7	16				
平成20年度	書類監査	0	81	26	27	55	189				
度	計	0	86	26	31	62	205				
平	法令等違反	0	1	0	0	6	7				
平成21年度	書類監査	6	50	1	0	0	57				
莄	計	6	51	1	0	6	64				
平	法令等違反	3	3	2	0	10	18				
平成22年度	書類監査	2	5	0	0	0	7				
度	計	5	8	2	0	10	25				
平	法令等違反	0	2	1	3	6	12				
平成23年度	書類監査	0	1	0	0	0	1				
度	計	0	3	1	3	6	13				
平	法令等違反	0	2	2	1	10	15				
平成24年度	書類監査	0	0	0	0	0	0				
度	計	0	2	2	1	10	15				
平成	法令等違反	0	0	2	5	4	11				
平成25年度	書類監査	0	0	0	0	0	0				
度	計	0	0	2	5	4	11				
平 成 26	法令等違反	0	2	0	0	9	11				
26	書類監査	0	1	0	0	0	1				
年度	計	0	3	0	0	9	12				
平成	法令等違反	0	0	2	0	5	7				
平成27年度	書類監査	0	0	0	0	0	0				
度	計	0	0	2	0	5	7				
平成	法令等違反	0	2	1	0	5	8				
平成28年度	書類監査	0	0	0	0	0	0				
度	計	0	2	1	0	5	8				
平成	法令等違反	0	0	0	2	4	6				
成 29 年度	書類監査	0	0	0	0	0	0				
度	計	0	0	0	2	4	6				
_	法令等違反	3	17	10	15	66	111				
合計	書類監査	8	138	27	27	55	255				
	計	11	155	37	42	121	366				

### (3)協会員における法令等違反発生の防止

処分等の対象となった協会員に対しては、再発等防止のための改善策等の策定及び実行状況等について報告を求めるとともに、処分等は不要であるとされた協会員に対しても、自主規制会議の審議結果をそれぞれの協会員に通知する際に、改めて法令等違反の再発等の防止について注意喚起を行っている。

# 10. 個人情報の漏えい等に係る報告について

本協会は、個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)に基づく認定個人情報保護団体として「個人情報保護指針」を定め、協会員において個人情報の漏えい等の事故が発生した場合には、直ちに金融庁および本協会への報告を求めている。

平成29年度に提出のあった「個人情報の漏えい等に係る報告」は295件で、前年度の565件に比べて270件の大幅な減少となったが、協会員の責めに帰さない「配送業者の誤配」事案を除いた件数で見ると、 平成29年度は178件であり、前年度の251件に比べて73件の減少となっている。

#### 個人情報の漏えい等に係る報告

(単位:件)

漏えい等を	平成	27年原	·····································			平成	28年月	<b></b>			平成	29年周	麦		
起こした者漏えい等の態様		従業員	配送業者	業務委託先	その他		従業員	配送業者	業務委託先	その他		従業員	配送業者	業務委託先	その他
配送等における誤配	458	75	366	17	0	363	40	314	5	4	121	3	117	1	0
FAX誤送信	19	17	0	1	1	17	13	1	1	2	18	16	0	0	2
メールの誤送信	15	15	0	0	0	7	6	0	0	1	10	10	0	0	0
誤手交	2	2	0	0	0	5	3	1	1	0	2	2	0	0	0
口頭漏えい	1	1	0	0	0	5	5	0	0	0	3	3	0	0	0
誤廃棄	8	7	0	1	0	10	8	1	1	0	12	11	0	0	1
紛失	68	46	18	2	2	47	31	15	0	1	38	20	17	1	0
信用情報機関への誤登録	1	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
盗難	2	0	0	0	2	4	0	1	1	2	2	0	2	0	0
不正アクセス	7	0	0	0	7	11	0	0	0	11	7	0	0	0	7
その他	13	11	0	2	0	95	34	10	10	41	*82	64	1	14	3
計	594	174	384	24	12	565	140	343	20	62	295	129	137	16	13

※平成29年度の「その他」82件のうち68件は、あて先誤り、誤封入等による誤送付事案である。

# 11. コンピュータシステム障害等に係る報告について

コンピュータシステムを用いて大量に業務処理を行う貸金業者においてシステム障害が発生した場合には、資金需要者等の社会経済生活等に影響を及ぼすおそれがあるほか、その影響は単に一貸金業者にとどまらないことから、行政当局(財務局)は登録貸金業者に対し、コンピュータシステム障害等が発生した場合には、逐次に障害等に係る報告を行うよう求めており、本協会も同様の報告を求めている。

平成29年度は68件の「障害発生報告書」が提出されており、前年度の117件から49件の減少となっている。

### コンピュータシステム障害の報告状況

(単位:件)

各はの新刊	説明	平成 2	7年度	平成2	8年度	平成2	9年度
脅威の類型	武明	協会員数	事案数	協会員数	事案数	協会員数	事案数
サイバー攻撃を	外部からのサイバー攻撃による障害	3	3	4	8	5	10
はじめとする	コンピュータウイルスへの感染による障害	0	0	0	0	0	0
意図的要因	その他の意図的要因による障害	1	1	17	17	0	0
	ソフトウェアの不具合等による障害	23	31	11	23	9	12
非意図的要因	ハードウェア等物理的な不具合等による障害	31	46	11	17	7	13
<b>开总</b> 凶的安囚	設定ミス、操作ミス、外部委託管理上の問題等による障害	4	10	23	25	16	18
	その他の非意図的要因による障害	8	9	5	7	2	2
災害や疾病	災害や疾病による障害	0	0	0	0	1	1
	利用する電気通信サービスからの波及による障害	52	55	8	10	7	10
他分野の障害	利用する電力利用からの波及による障害	0	0	1	1	1	2
からの波及	利用する水道供給からの波及による障害	0	0	0	0	0	0
	その他の波及による障害	0	0	0	0	0	0
その他	上記の脅威の類型以外の理由による障害	12	18	7	9	0	0
計			173	87	117	48	68

# 2 相談·苦情·紛争解決対応

本協会の貸金業相談・紛争解決センター及び支部相談窓口では、「資金需要者等に対して、中立公正な対応と迅速かつ適切な解決に努め資金需要者等の利益の保護を図る」ことを目的とし、貸金業界の金融ADR機関として平成29年度において相談対応・苦情処理・紛争解決等に係る業務を本報告書のとおり実施した。

# 【貸金業相談・紛争解決センターの構成】

### 相談・紛争解決委員会

・相談・紛争解決に関する業務の中立公正かつ的確な運営を確保するための組織であり、外部有識者で構成されている。

### 紛争解決委員

・紛争解決委員は、紛争解決手続において、交渉の仲介、当事者への助言等を行い、必要に応じて 貸金業相談・紛争解決センターの職員に指示を行い、和解の成立に努める。

# 相談受付課

- ・相談内容及び事実関係を確認し、相談者に対して回答または助言を行う。
- ・生活再建支援・家計管理支援を行い、多重債務問題の再発防止に努める。
- ・ 浪費癖等を抱える資金需要者等から貸付自粛の申告を受け、個人信用情報機関に登録を行うことで多重債務の再発防止を図る。

# 苦情受付課

- ・苦情申出内容及び事実関係を確認して申立人及び相手方に説明等を行い解決する。
- ・苦情が解決しない時は、申立人に対し、紛争解決手続への移行申立ての意思を確認する。

#### 紛争受付課

- ・紛争解決手続を実施する。
- ・紛争の申立てを受理したときには、相談・紛争解決委員会に対し、その旨を通知する。
- ・本協会が貸金業者と締結する手続実施基本契約に関する事務を行う。

# 1. 相談・苦情・紛争解決等業務の受付状況 (概況)

### (1)受付件数

平成29年度(平成29年4月1日~平成30年3月31日)における資金需要者等からの総受付件数は21.952件であり、前年度23.034件と比較すると1.082件減(-4.7%)であった。

アクセス方法別では、電話が21,759件と最も多く、次いで来協(支部も含む)が110件、文書が51件等及び紛争申立書提出は12件となっている。 図表1

# [ 図表1 ] (単位:件、%)

年度 分類	平成 22年度	平成 23年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27年度	平成 28 年度	平成 29 年度	前年対比
電話	23,234	42,607	39,453	35,861	34,127	32,736	22,835	21,759	-4.7%
文書	13	49	33	35	69	73	33	51	+54.5%
来協	238	431	226	158	169	181	125	110	-12.0%
メール	1	1	0	0	1	0	0	2	_
その他	15	45	28	5	22	14	24	18	-25.0%
紛争申立書	5	7	7	17	12	20	17	12	-29.4%
総受付件数	23,506	43,140	39,747	36,076	34,400	33,024	23,034	21,952	-4.7%

※平成22年10月の指定紛争解決機関(金融ADR)開設を受けて、上記集計を開始した。

# (2)受付状況

平成29年度における総受付件数のうち「相談」は、21,899件であり「一般相談」は、6,235件と前年度 11,157件と比較すると4,922件減(-44.1%)となったが、「多重債務関連相談」は、6,480件と前年度6,317件と比較すると163件増(+2.6%)と僅かながら増加、「業者向け問合せ」は、9,184件であり、前年度5,470件と比較すると3,714件(+67.9%)と大きく増加している。

「苦情」は、41件であり前年度73件と比較すると32件減(-43.8%)、「紛争」については、12件と前年度17件と比較すると5件減(-29.4%)であった。 図表2

図表 2 (単位:件、%)

分	類	年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24 年度	平成 25年度	平成 26 年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	合計	前年対比
	— 舟	<b>设相談</b>	18,615	26,530	20,431	16,026	13,833	14,953	11,157	6,235	127,780	-44.1%
相	多重債務	務関連相談	4,769	8,436	7,089	7,143	7,429	7,101	6,317	6,480	54,764	+2.6%
談	業者向	け問合せ		7,920	12,103	12,795	13,032	10,813	5,470	9,184	71,317	+67.9%
	小	計	23,384	42,886	39,623	35,964	34,294	32,867	22,944	21,899	253,861	-4.6%
	苦	情	117	247	117	95	94	137	73	41	921	-43.8%
	紛	争	5	7	7	17	12	20	17	12	97	-29.4%
	合	計	23,506	43,140	39,747	36,076	34,400	33,024	23,034	21,952	254,879	-4.7%

※平成22年10月の指定紛争解決機関(金融ADR)開設を受けて、上記集計を開始した。

# 2. 相談

# ▶「相談」の定義

貸金業者が遂行した具体的な貸金業務等に関連し、本協会に助言を求めるものであって、苦情、紛争のいずれにも該当しない相談や、債務者等が貸付けの契約により負担した金銭債務を主たる理由として経済的窮状又は返済困難な状況に陥っている場合、協会に対し、状況の改善のための助言等を求めるものを「一般相談」という。

なお、貸付自粛、返済困難、ヤミ金融関連及び自己破産などを「多重債務関連相談」という。 図表3・4

### 図表3

	分類	定義
	契約内容	借入限度額、返済方法など契約内容に係る相談等
	融資関連	融資先紹介依頼、必要書類、借入一本化などの相談等
	登録業者確認	貸金業者登録の有無についての問合せ(ヤミ金を除く)
<del></del>	信用情報	信用情報の開示、登録情報等に関する相談等
般相談	身分証明書等の紛失等	紛失や盗難における対処等に関する相談等
談	過払金	過払金に係る一般的な問合せや相談等
	返済義務	代位弁済や時効、相続、名義貸し等に関する相談等
	業者の連絡先	業者の連絡先についての照会
	その他	金利、帳簿開示、保証人、手数料等に係る相談等

#### 図表4

	分類		定義
4	貸付自粛依頼·捕	散回	貸付自粛情報登録制度に関係する相談等
多重債務関連相談	多 重 返済困難		借入過多、収入減等に起因する返済の相談
債   務	債 おおいては おおいては おおいては おおいては おおいては おおいては おおいては おおいては おおいては おおいでは おおいては おおいては おおいては おおいては おおいては おおいては まれる おおいて おおいて まれる まれる まれる まれる まれる まれる まれる まれる まれる まれる		ヤミ金融、違法業者に関する相談
関連		被害あり	金銭的被害に遭っているケース
植		被害なし	金銭的被害に遭っていないケース
一談	自己破産・調停・	・民事再生手続き	自己破産や調停など債務問題解決の手段に係る問合せ
	業者向け問	引合せ	個別取引の相談で業者窓口と誤認又は間違い電話

# (1)受付状況

平成29年度に相談として受付した件数は21,899件であり、前年度22,944件と比較すると1,045件減(-4.6%)となっている。

なお、『一般相談』は6,235件と前年度11,157件と比較すると4,922件減 (-44.1%)、『多重債務関連相談』は6,480件と前年度6,317件と比較すると163件増 (+2.6%)、『業者向け問合せ』は9,184件と前年度5,470件と比較すると3,714件増 (+67.9%)となっている。 図表5

| 図表5 | (単位:件、%)

分類	年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	合計	前年対比
	契約内容	2,536	7,332	6,730	5,802	5,160	5,664	3,631	367	37,222	-89.9%
	融資関連	1,737	3,174	2,715	2,490	2,412	3,097	2,396	894	18,915	-62.7%
	登録業者確認	2,278	3,438	2,010	1,280	927	665	520	410	11,528	-21.2%
<del></del>	信用情報	977	1,353	1,185	920	773	554	464	552	6,778	+19.0%
般相談	身分証明書等の紛失等	551	814	576	525	506	436	371	244	4,023	-34.2%
談	過払金	2,673	1,638	977	451	328	236	110	73	6,486	-33.6%
	返済義務	369	603	460	323	268	288	213	254	2,778	+19.2%
	業者の連絡先	5,575	4,000	2,105	919	782	1,183	652	950	16,166	+45.7%
	その他	1,919	4,178	3,673	3,316	2,677	2,830	2,800	2,491	23,884	-11.0%
	小計	18,615	26,530	20,431	16,026	13,833	14,953	11,157	6,235	127,780	-44.1%
	貸付自粛依頼・撤回	2,214	4,668	4,564	4,592	5,208	5,129	4,703	5,014	36,092	+6.6%
多	返済困難	1,382	1,724	1,268	1,084	924	983	944	921	9,230	-2.4%
上債 務日	ヤミ金融・違法業者 被害なし	689	1,183	679	870	776	585	414	313	5,509	-24.4%
多重債務関連相談	ヤミ金融・違法業者 被害あり	407	790	534	567	478	364	222	189	3,551	-14.9%
談	自己破産・調停・ 民事再生手続き	77	71	44	30	43	40	34	43	382	+26.5%
	小計	4,769	8,436	7,089	7,143	7,429	7,101	6,317	6,480	54,764	+2.6%
	業者向け問合せ	_	7,920	12,103	12,795	13,032	10,813	5,470	9,184	71,317	+67.9%
	相談合計	23,384	42,886	39,623	35,964	34,294	32,867	22,944	21,899	253,861	-4.6%

<sup>※</sup>平成22年10月の指定紛争解決機関(金融ADR)開設を受けて、上記集計を開始した。なお、業者向け問合せの集計に関しては平成23年度からの開始となっている。

### <参考>

平成29年度の相談の総受付件数は、前年度対比でほぼ横ばい(微減)であるが、内容を見ると、「業者向け問合せ」の構成割合が急増している。

その要因は、昨年まで一般相談に入った誤認電話 (業者と間違えた)を「契約内容」及び「融資関連」と分類していたが、本年度より誤認電話は全て、「業者向け問合せ」と変更したためである。

本協会では、誤認電話の解消を図るため、主な協会員への訪問活動を実施し、具体的な相談窓口の案内表示及び本協会の連絡先案内の変更提案を行っている。

また、相談・苦情における電話担当者の初期対応の改善を図るため、協会員向けに「カウンセリング的手法を用いた顧客対応研修」を実施し、顧客対応の向上のための支援を行なっている。

### (2)相談内容

### 11一般相談

「契約内容」に関する相談が、367件と前年度3,631件と比較すると3,264件減(-89.9%)、「融資関連」に関する相談が、894件と前年度2,396件と比較すると1,502減(-62.7%)、「身分証明書等の紛失等」に関する相談が、244件と前年度371件と比較すると127件減(-34.2%)等となっている。

### 2 多重債務関連相談

「貸付自粛依頼・撤回」に関する相談が、5,014件と前年度4,703件と比較すると311件増(+6.6%)、「返済困難」に関する相談が、921件と前年度944件と比較すると23件減(-2.4%)等となっている。

# 【ヤミ金融】

平成29年度におけるヤミ金融被害関連相談は502件で、「ヤミ金融等・被害あり」は189件、「ヤミ金融等・被害なし」は313件と減少している。 図表6

【図表6】 (単位:件、%)

年度 分類	平成 22年度	平成 23年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29 年度	合計	前年 対比
ヤミ金融・違法業者被害あり	407	790	534	567	478	364	222	189	3,551	-14.9%
ヤミ金融・違法業者被害なし	689	1,183	679	870	776	585	414	313	5,509	-24.4%
合計	1,096	1,973	1,213	1,437	1,254	949	636	502	9,060	-21.1%

※平成22年10月の指定紛争解決機関(金融ADR)開設を受けて、上記集計を開始した。

「ヤミ金融等・被害あり」189件の被害状況については、「現金の被害」が149件、そのうち53件はヤミ金と分かって接触していたケースとなっている。

また、「現金以外の被害」 図表7-1 については、 28件となっている。

なお、接触媒体 図表7-2 については、「FAX」が 97件と最も多く、次いで「インターネット」が84件、 「メール | が79件等となっている。

※「ヤミ金融等被害あり・なし」は合計で502件のうち接触媒体で判明した468件の分析となっている。

#### 図表 7-1

(単位:件、%)

現金以外の被害	件数	比率
携帯電話・スマホ	17	60.7 %
キャッシュカード・通帳	8	28.6%
その他	3	10.7 %
合計	28	100.0 %

### 図表 7-2

(単位:件、%)

	V	
接触媒体	件数	比率
FAX	97	20.7 %
インターネット	84	17.9 %
メール	79	16.9 %
DM	57	12.2 %
電話	37	7.9 %
紹介	5	1.1 %
不明	109	23.3 %
合計	468	100.0 %

## ▶「貸付自粛」の定義

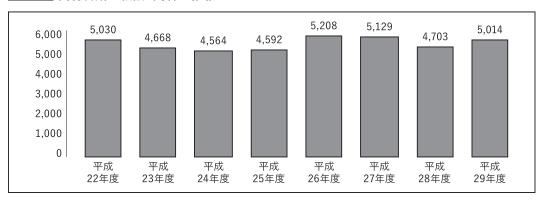
資金需要者(ご本人)が、自らに浪費の習癖があることその他の理由により、貸付の自粛の対象者とする 旨の申告又は親族のうちの一定の範囲の者が、当該資金需要者を貸付けの自粛の対象者とする旨を本協会 に申告し、本協会がこれを個人信用情報機関に登録する。

### 【貸付自粛の相談・問合せ】

貸付自粛の相談・問合せは「貸付自粛依頼・撤回」として分類しており、平成29年度においては、5,014件と前年度4,703件と比較すると311件増(+6.6%)となっている。 図表8

なお、相談の状況に応じて生活再建支援カウンセリングを案内している。

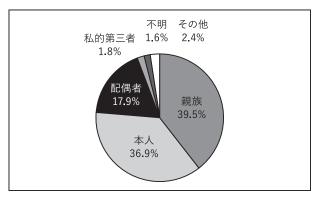
### 図表8 貸付自粛の相談・問合せ推移



# 【貸付自粛依頼・撤回の属性】

「親族」からの自粛依頼・撤回が最も多く39.5%、次いで、「本人」が36.9%、「配偶者」が17.9%等であり、親族・配偶者からの相談が57.4%と過半数を占めている。 図表9

### 図表9 貸付自粛依頼・撤回の属性

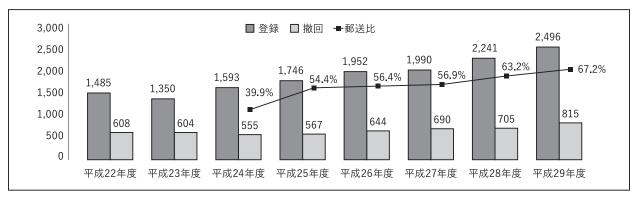


### 【個人信用情報機関への登録】

本協会にて受けた情報を、株式会社日本信用情報機構 (JICC) 及び株式会社シー・アイ・シー (CIC) に一定期間 (5年以内) 登録する。

なお、平成24年度より郵送による受付を開始し、平成29年度は67.2%と増加傾向が継続している。 図表10

### 図表10 貸付自粛(登録・撤回)・受付推移



### (3)生活再建支援カウンセリング

# ▶「生活再建支援カウンセリング」の定義

多重債務問題への取り組みの一環として、資金需要者等に対し多重債務の再発防止を目的とした支援を 行っている。

相談者との信頼関係を構築し、家計管理の改善実行や債務の原因となる問題行動に対し、心理カウンセリングを通じて、改善や再発防止を目的として行う。

※多重債務問題は、家族の問題でもあり、債務者本人が立ち直るため、親族や配偶者などは重要なキーパーソンであるためカウンセリングの対象としている。

### 1 受付状況

平成29年度において相談者109人(新規40人、前年度からの継続69人)に対し、面接相談及び電話相談を491回実施した。

なお、491回のうち、面接相談が121回(構成割合24.6%)、電話相談が370回(同75.4%)となっている。

### 図表11

年度	平成 2	2年度	平成2	3年度	平成2	4 年度	平成 2	5年度	平成2	6年度	平成2	7年度	平成 2	8年度	平成2	9年度
新規・継続	人数	相談 回数	人数	相談 回数	人数	相談 回数	人数	相談 回数	人数	相談 回数	人数	相談 回数	人数	相談 回数	人数	相談 回数
新規相談者	135	694	116	530	111	540	121	488	123	515	86	421	34	150	40	121
前年度からの 継続相談者	63	352	63	419	83	495	98	666	122	790	114	741	99	575	69	370
合計	198	1,046	179	949	194	1,035	219	1,154	245	1,305	200	1,162	133	725	109	491

「生活再建支援カウンセリング」については、本協会設立当初より、貸付自粛・返済困難・ヤミ金融関連・自己破産など多重債務関連の幅広い相談受付を行っていたが、平成27年度より、カウンセリング業務を貸付自粛や返済困難などの相談に絞込みを行った結果、カウンセリング業務の受付件数は減少している。

### 【紹介先】について

紹介先は、「弁護士会・司法書士会」が866件と最も多く、次に「法テラス」533件等となっている。 図表12

### 図表12

紹介先	弁護士会・ 司法書士会	法テラス	裁判所	都道府県・ 消費者センター	クレジット カウンセリング 協会	その他 (医療専門機関等)	合計
件数	866	533	220	229	134	301	2,283

#### 2 実施結果

平成29年度におけるカウンセリングの終了者は69人、このうち問題が解決したとの表明があり、合意の上でカウンセリングを終了した「改善あり」の終了者は44人(63.8%)であった。

また、中断等によって改善の確認ができなかった人が25人(36.2%)であった。

# 3 並行面接

本協会では状況に応じて債務者本人及びその配偶者・親族等を一組とした家族のカウンセリング(並行 面接)を実施している。

どちらか一方の単独面接に比べ、"家族間の気持ちや考え方の理解等について調整しやすい"、"問題解決に適した人間関係の築き方、関わり方が構築できる"などのメリットがあり、改善の成果を明確に確認することができる。

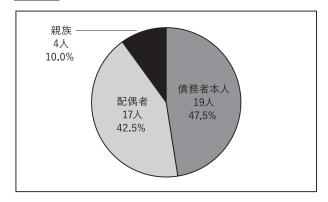
### 4 新規相談者の属性等

### ①債務者本人との関係

新規相談者40人のうち、債務者本人との関係は 債務者本人が19人(47.5%)、配偶者17人(42.5%)、 親族4人(10.0%)となっている。 図表13

また、男女の割合は男性が17人(42.5%)、女性が23人(57.5%)であり、これらの構成割合は、毎年ほぼ同様の傾向を示している。

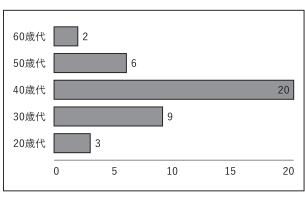
#### 図表13 相談者と債務者本人との関係 n = 40人



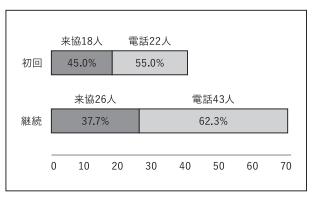
# ②年齢及び電話/来協区分

新規相談者の「年齢構成」は、40歳代が最も多く、次いで30歳代となっている。また、「電話と来協の割合」は、新規相談者は電話が22人、来協が18人であり、継続相談者については電話が43人、来協が26人となっている。 図表14 図表15

### 図表14 初回の相談者の年齢構成 N=40人



#### 図表15 電話/来協の割合 N=109人



### ③債務清算経験の有無

債務者本人19人のうち18人 (94.7%) が過去に債務清算経験があり、 その清算方法は、13人が親族による肩代わり、2人が任意整理等による清算となっている。 図表16

# ④債務の原因

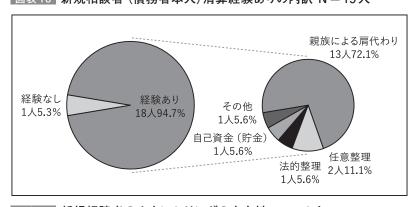
「ギャンブル癖」が13人(68.4%)と 最も多く、次いで「遊興費・飲食費・ 交際費」4人(21.0%)となっている。

### ⑤相談の方向性

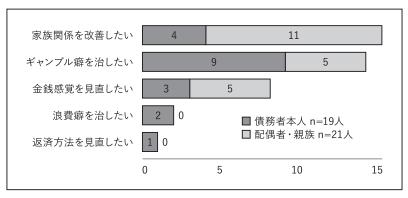
相談者が抱えている問題は様々な要因が絡み合っているため、優先的な取り組み課題として合意したものについて分類した。

その結果、新規相談者における 相談の方向性で最も多いものが 「家族関係を改善したい」となって いる。 図表17

# 図表 16 新規相談者 (債務者本人)清算経験ありの内訳 N = 19人



# 図表17 新規相談者のカウンセリングの方向性 N = 40人



# 3. 苦情

### ▶「苦情」の定義

本協会における苦情の定義は、「貸金業務等に関し、その契約者等による当該貸金業務等を行った者に対する不満足の表明」としており、苦情申立人の申出・主張の内容に従って分類している。 図表18

#### 図表18

主な分類	定義
請求業務	債権回収業務における不満
契約内容	契約・約款に従った業者の説明や対応への不満
帳簿の開示	開示の遅れ、開示内容への不満
カード等不正使用	クレジットカード等の不正使用に対する業者の対応などへの不満
過払金	過払金返還に関する不満
個人情報	個人信用情報の登録、登録内容などへの不満
事務処理	顧客の要請に基づく対応や各種業務の説明内容への不満
融資関連	審査結果、審査対応・手続などへの不満
その他	広告・勧誘(詐称以外)、保証契約、金利、過剰貸付、年金担保への不満

### (1)受理件数

平成29年度に苦情として受理した件数は41件であり、前年度73件と比較すると32件減(-43.8%)となった。これは、本協会が平成22年10月の指定紛争解決機関(金融ADR)開設以降、最も少ない年間受付件数となった。 図表19

| 図表 19 | (単位: 件、%)

内容分類	平成 22年度	平成 23年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29 年度	合計	構成比	前年 対比
請求業務	19	46	25	16	16	24	12	2	160	17.4%	-83.3%
契約内容	27	53	30	28	21	20	22	5	206	22.4%	-77.3%
帳簿の開示	24	54	19	10	16	19	15	7	164	17.8%	-53.3%
カード等不正使用	0	0	0	0	0	0	0	11	11	1.2%	_
過払金	8	19	9	5	4	11	0	3	59	6.4%	_
個人情報	11	19	8	5	6	9	4	3	65	7.1%	-25.0%
事務処理	9	30	17	25	28	44	14	10	177	19.2%	-28.6%
融資関連	11	10	5	4	1	2	2	0	35	3.8%	_
その他	8	16	4	2	2	8	4	0	44	4.8%	_
合計	117	247	117	95	94	137	73	41	921	100.0%	-43.8%

※その他とは、広告・勧誘(詐称以外)、保証契約、金利、過剰貸付、年金担保を含む

# (2)苦情内容及び処理結果

苦情内容別では、「クレジットカード等不正使用」に関するものが11件、「事務処理」が10件、「帳簿の開示」が7件、「契約内容」が5件、「個人情報」及び「過払金」がそれぞれ3件、「請求業務」が2件である。

### (3)事実確認結果

苦情事案全件について、業者に事実関係の調査及び報告を依頼、その結果を申立人に伝えたうえで、必要に応じて解決に向けた調整や業者指導、紛争解決手続の案内等を行っているが、41件のうち「本協会による処理・是正・助言等」により解決した事案が34件、次いで「紛争受付課へ移行」が3件、「打ち切り」が1件、「継続中」が3件となっている。

<sup>※</sup>平成22年10月の指定紛争解決機関(金融ADR)開設を受けて、上記集計を開始した。

### (4)所要日数

平成29年度において、苦情処理手続きが終了した41件(前年度からの繰越事案5件含む)の手続き終了までの所要日数は、1か月未満が30件(73.2%)、1か月以上~3か月未満が5件(12.2%)、3か月以上~6か月未満は6件(14.6%)となっている。

そのうち、苦情で終了せず、紛争解決へ移行した案件は5件となった。

また、平成30年度に繰越は、3件になったがこのうち受理から1か月以上経過しているのは1件あるが海外でのクレジットカードの不正使用の事案であり、事実関係の確認が遅延の理由である。 図表20

#### 図表 20

			苦情処理手続段階における所要日数別内訳							
		1か月未満	1か月以上3か月未満	3か月以上6か月未満	6か月以上	計				
	(苦情として)解決	28	4	3	0	35				
処理結果	移行	2	1	2	0	5				
	不調	0	0	1	0	1				
計		30	5	6	0	41				

# 4. 紛争

### ▶「紛争」の定義

契約者等と貸金業者との間の紛争につき、紛争解決委員(弁護士)が中立公正の立場で両当事者の交渉を仲介し、和解による解決を図るものをいう。

# (1)紛争解決手続申立ての受理状況

平成29年度における紛争事案の受理件数は12件であり、前年度17件と比較すると5件減(-29.4%)となっている。

今年度は、「過払金」、「契約内容」に関する事案は減少したが、「クレジットカード等不正使用」6件(+50.0%)と平成27年度から増加傾向となっている。 図表21

図表 21 (単位: 件、%)

内容分類	平成 22年度	平成 23年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	合計	前年対比
過払金	4	1	1	4	3	8	4	3	28	-25.0 %
契約内容	0	2	1	6	2	2	4	1	18	-75.0 %
カード等不正使用	0	0	0	0	0	5	4	6	15	+ 50.0 %
融資関連	1	2	0	0	0	1	1	1	6	+ 0.0 %
帳簿の開示	0	1	1	0	2	0	0	1	5	_
事務処理	0	0	0	0	2	2	0	0	4	_
個人情報	0	0	0	0	1	1	1	0	3	-
請求業務	0	0	0	0	0	1	1	0	2	-
過剰貸付	0	0	0	1	0	0	0	0	1	-
その他	0	1	4	6	2	0	2	0	15	-
合計	5	7	7	17	12	20	17	12	97	-29.4%

<sup>※</sup>平成22年10月の指定紛争解決機関(金融ADR)開設より集計を開始した。

#### (2)終了件数

平成29年度において、平成28年度からの繰越事案3件を加えた15件について紛争解決手続を実施し 12件が手続を終了した。平成30年度の繰越事案は3件となっている。

終了事由は、紛争解決委員が提示した和解案を当事者双方が応諾した「和解成立」が7件(過払金、契約内容、融資関連、その他各1件、クレジットカード等不正使用3件)申立人の自己都合等による「取下げ」が1件

(過払金)、当事者双方の主張に合意点が見出せず和解成立に至らなかった「終了決定」が4件(過払金、契約内容、帳簿の開示、クレジットカード等不正使用各1件)となっている。 図表22

なお、終了までの期間は、受理~3か月未満が8件、3か月以上~6か月未満が4件となっている。

### 図表 22

終了事由	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
和解成立	3	2	3	4	8	6	12	7	45
取下げ	0	2	4	4	4	4	7	1	26
終了決定	0	2	2	1	4	3	7	4	23
合計	3	6	9	9	16	13	26	12	94

※平成22年10月の指定紛争解決機関(金融ADR)開設より集計を開始した。

# 5. 広報·講演等活動状況





講師派遣(行政)

講師派遣(協会員)

# (1)講師派遣

# 11 行政機関・消費生活センター等

消費生活相談員等の相談対応スキルの向上を目的とした各研修会にカウンセリング的手法を活用した相談スキル及び家計管理支援の方法等の研修を行った。図表23

### 図表 23

回	開催日	主催団体等	テーマ	受講者数 (人)
1	8月4日	公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会	日本貸金業協会の相談状況等について	5
2	8月24日	公益社会福祉法人福井県社会福祉協議会	生活困窮者等への相談対応と生活再建に向けた家計管理支援 について	38
3	9月21日	栃木県県民生活部くらし安全安心課	多重債務相談におけるカウンセリング・対応の実務 〜生活再建に向けた家計管理方法と聞き取り・助言のポイント〜	19
4	9月21日	社会福祉法人めやす箱 倉敷市生活自立相談支援センター	生活困窮者・多重債務者への相談対応と生活再建に向けた 家計管理の支援について	35
5	11月7日	財務省東北財務局・山形県消費生活センター	多重債務者への相談対応と家計管理方法等	31
6	12月13日	神奈川県県民局くらし県民部消費生活課	日本貸金業協会の金融ADRについて	11
7	12月15日	神奈川県県民局くらし県民部消費生活課	日本貸金業協会の金融ADRについて	18
8	1月22日	財務省四国財務局高知財務事務所	家計相談支援の実際について	21
9	1月25日	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	低所得者における生活再建に向けた支援について	70
10	1月26日	日野市	多重債務について	17
11	2月21日	社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会	貸付相談世帯を対象にした相談援助の方法と、生活再建に 向けた支援について ~聞き取り・助言のポイント~	44
12	2月23日	千葉県消費者センター	カウンセリング的手法を用いた相談対応や家計管理等	43
13	3月15日	財務省四国財務局	家計相談支援の実際について 一生活困窮者の家計管理、生活再建の具体例一	25
14	3月16日	財務省四国財務局徳島財務事務所	家計相談支援の実際について 一生活困窮者の家計管理、生活再建の具体例一	25
15	3月16日	社会福祉法人山形県社会福祉協議会	多重債務者・生活困窮者への相談対応と、生活再建支援 カウンセリングアプローチの手法について 一日本貸金業協会の実践より一	16
16	3月27日	株式会社ビスネット	対応困難者への対応とセルフケア	18
小計	(延べ15団	体16回、受講者数:436人)		436

### 2 協会員

お客様相談及び債権管理業務等に従事する社員に対し、「カウンセリング的手法を取り入れた顧客対応」 を目的とした社内研修会を行った。図表24

### 図表 24

回	開催日	主催団体等	テーマ	受講者 数(人)
1	5月30日	SMBCコンシューマーファイナンス株式会社お客	カウンセリング手法を活用したお客さま対応	10
2	5月31日	様サービスプラザ	カランピリンプ 子広で 冶用したの合とよ対心	10
3	6月23日	SMBCコンシューマーファイナンス株式会社債権	カウンセリング手法を活用したお客さま対応	14
4	7月13日	管理事業部	カウノビサブグ 手広を活用したの各でよ対心   	14
5	9月5日			11
6	9月6日	株式会社モビット	カウンセリング手法を活用したお客さま対応	11
7	9月11日			10
8	10月17日			10
9	11月14日			8
10	11月15日	アコム株式会社	苦情対応研修	8
11	11月21日			8
12	11月22日			7
13	11月30日	SMBCコンシューマーファイナンス株式会社	カウンセリング手法を活用したお客さま対応	12
14	1月17日	ビジネクスト株式会社	カウンセリング手法を活用したお客さま対応	8
15	2月5日	アルヒ株式会社	勧誘、来店相談、申込、契約締結にかかわる場面から学ぶ、 コミュニケーショントラブル防止法	15
16	2月13日	アルヒ株式会社	勧誘、来店相談、申込、契約締結にかかわる場面から学ぶ、 コミュニケーショントラブル防止法	18
小計	(延べ5社16回	]、受講者数:174人)		174

また、本協会主催による「カウンセリング的手法を用いた実務研修」をテーマに、ロールプレイ、グループによる相談事例検討など様々な手法を学習する、初級編、中級編、上級編に講師及び援助者を派遣した。図表25

# 図表 25

回	開催日	主催団体等	テーマ	受講者数 (人)			
1	10月20日	日本貸金業協会(参加協会員:14社)	カウンセリング的手法を用いた実務研修【初級編】	23			
2	12月21日	日本貸金業協会(参加協会員:9社)	カウンセリング的手法を用いた実務研修【中級編】	12			
3	2月15日	日本貸金業協会(参加協会員:6社)	カウンセリング的手法を用いた実務研修【上級編】	10			
計 (協会員16社、受講者数45人)							

# 3 その他講習

職業訓練事業で知的障害や発達障害のある方が就労移行行程を終了する予定者と職業訓練者などを対象に、就職後の社会生活上で、お金やクレジットカード利用及び金融トラブルに巻き込まれないためと金銭管理などについて学習を目的に研修会を実施した。図表26

# 図表 26

	開催日	主催団体等	テーマ	受講者 数(人)			
1	9月27日	社会福祉法人大阪市障害福祉・ スポーツ協会サテライト・オフィス平野 (大阪市職業リハビリテーションセンター分室)	金融トラブルに巻き込まれないために	37			
2	1月31日	社会福祉法人であい共生舎ひらかた にじ福祉工場	障がいのある方向けにお金についてのはなし	22			
小計	小計(2団体、受講者数:59人)						



国民生活センター役員との意見交換会



消費者団体への活動報告会

### (2)協会員との意見交換会

平成30年1月に第1回目となる「協会員との意見交換会」を開催しました。協会設立10周年記念として、各社の「お客様相談関係部署責任者」の方々に出席をいただき、当センター活動への理解を深めていただくとともに、各社の相談体制、苦情や障害者・高齢者対応の現状などについて意見交換を行った。

# (3)消費生活センターへの訪問活動の実施

各都道府県の主要な消費生活センターに対し一層の連携強化による資金需要者等の相談機会の拡充を 目的とした訪問活動を行った。(対象数148箇所、訪問延べ回数360回)

### (4)国民生活センター相談員等との「実務担当者意見交換会」の開催

平成29年6月及び12月には、前年度に続き第5回目、第6回となる国民生活センター相談員等との「実務担当者意見交換会」を実施し、資金需要者等への相談を的確に行なうためのスキルの共有化及び相互連携を図った。

#### (5)国民生活センター役員等との「意見交換会」の開催

平成29年12月に一昨年に引き続き第4回目となる国民生活センター役員等との「意見交換会」を実施し、本協会及び国民生活センターの活動状況等について連携強化を図った。

#### (6)消費者団体への活動報告会の開催

平成29年10月30日及び11月2日の両日に、主な消費者団体(14団体)を対象として、前年度に続き7回目となる「消費者団体との良好な関係の維持・向上等を目的とした|活動報告会を実施した。

# (7)「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」への参加

東京都多重債務問題対策協議会が主催する「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン(実施日: 平成29年6月15日、11月14日)」に参加しヤミ金融被害防止に向けた消費者への啓発活動を行った。

### (8)「センターだより(季刊)」の発行

加入貸金業者向けに「センターだより」を年4回発行し、苦情・紛争解決事案に関する情報のフィード バックを行った。

- ◆平成 29 年 07 月 31 日 発行 Vol.26
- ◆平成 29 年 09 月 30 日 発行 Vol.27
- ◆平成 29 年 12 月 31 日 発行 Vol.28
- ◆平成 30 年 03 月 31 日 発行 Vol.29

# 3 監査の実施

# 1. 平成29年度監査計画

#### (1)監査の方針

本協会の監査は、監査に当たっての基本原則である「協会員の自主性尊重の原則」、「補強性の原則」及び「効率的・効果的な監査の実施」に則して実施するが、重大な法令違反に対しては厳正に対処する。

監査に際しては、監督当局や消費生活センター等の関係機関と引き続きより緊密な連携を図る。

また、実地監査と書類監査の連携強化により、内部管理態勢の整備状況の実態把握に努めるとともに、 コンプライアンス態勢等が不十分な協会員に対しては、自主規制各部門と連携して指導強化を図る。

その他、監査の実施手続きや実地監査マニュアルなど、協会の監査に関することは「監査ガイドライン」に よるものとする。

### (2)重点事項

平成29年度の監査は、次の各項目を重点事項として実施する。

- ①経営管理機能の発揮状況と法令等違反の再発防止策の検証(システム関連を含む)
- ②貸金業務取扱主任者の機能発揮状況
- ③顧客等に関する情報管理態勢の適切性
- ④反社会的勢力による被害の防止(疑わしい取引の届出を含む)

### (3)その他監査計画に掲げた主な事項

- ①実地監査は一般監査、特別監査を合わせて130協会員程度を対象に実施する。
- ②書類監査は、平成28年度と同様に、原則として3年に1回の頻度で実施する(対象協会員は、貸金業登録の満了日を基準に選定する)。なお、平成29年度書類監査の対象協会員は、貸金業登録満了日が、平成30年4月1日から平成31年3月31日までに到来する協会員および平成29年1月以降の新規加入協会員を対象とし、平成29年度下期に行う。

#### (4)協会員に対する指摘事例等の周知徹底

法令・諸規則等の遵守の徹底及び違反行為の再発防止に資するため、実地監査結果に係る具体的な指摘事例集及び書類監査に係る改善の手引等を作成し全協会員に周知するとともに、問題点の解説を行う。

### 2. 監査の手法等

#### (1)実地監査

①監査手法について

監査対象協会員の業態・規模に応じて重点監査項目を絞り込んだ監査方式により、監査業務の合理化を図ると共に、短期間監査の適用範囲を拡大することで監査実施数の増加を図った。

②監査対象先の選定

対象協会員の選定にあたっては、以下のことを考慮し、効率的監査の実施に努めた。

- ・登録行政庁、業態区分別の監査実施率 (実施率の低い登録区分・業態区分を優先)
- ・リスクアセスメントの状況(監査実施の必要性が相対的に高い協会員を優先)
- ・行政庁及び本協会による処分の状況、並びに資金需要者からの苦情申出の状況
- ・行政立入検査の実施状況(長期間、行政立入検査を受けていない協会員を優先)

#### ③指摘事例集の作成

実地監査の指摘事項の中から、協会員が貸金業務の適正な運営を確保するにあたって、参考になると考えられる事例を取りまとめた「指摘事例集」を作成し、全協会員へ配付するとともに、研修資料として活用した。

④管理態勢面、業務運用面等の良い事例の収集と提供

協会員の内部管理態勢等の改善に資するとの観点から、実地監査において、各協会員の管理態勢面及び業務運用面等における「良い事例」を収集し、監査結果と共に情報提供した。

# (2)書類監査

①基本的な考え方

書類監査はこれまでの監査実績や協会員の法令遵守意識の高まりなどから内部管理態勢の整備の改善が進んだことから、1協会員に対して原則3年に1回の頻度で実施し、貸付実務の実施状況の確認に重点を置く監査とした。

②対象協会員および実施の概要について

#### イ 対象協会員

平成29年12月末現在の協会員で平成30年4月1日から平成31年3月31日に登録満了日を迎える300会員と平成29年1月以降新たに本協会に加入した46会員の合計346会員を対象に実施した。 (監査対象期間 平成29年4月1日~平成30年2月15日)

ロ.スケジュール

- a. 平成30年1月15日(月) 監査通知発送
- b. 平成30年2月15日(木) 監査回答締切
- c. 平成30年5月28日(月) 結果通知発送

#### ハ. 設問数

貸付実務編119問 態勢整備編48問 合計167問

③結果通知および改善指導について

提出された「書類監査報告書」及び「添付資料」の回答内容に基づいて、全詳細設問について回答内容を点検・評価した。5月28日、書面で結果通知を行い、「改善の手引き」・「指摘事項一覧」等を送付した。

④監査修了証の交付

昨年度に引き続き、指摘事項がない協会員及び指摘事項全件について改善が認められた協会員に「監査修 了証」を交付した。

# 3. 監査ガイドラインの公表

#### (1)監査ガイドラインとは

監査ガイドラインは、本協会が自主規制機能の重要な業務として実施している監査の内容をわかりやすく 整理したものである。

監査の具体的内容を協会員や資金需要者に知っていただくことは、協会監査の透明性を高めるとともに 貸金業の信頼性向上に資するものと考え、平成27年12月24日に本協会のWebサイトに公表した。

構成は「I 監査の基本事項」「Ⅱ 監査の実施手続き」「Ⅲ書類監査報告書等(実施及び改善ツール)」「Ⅳ 実地監査マニュアル(実地監査の手引書)」となっている。

実際に書類監査や実地監査で使用するツールを公表しており、協会員自らが行う業務検証や内部監査に活用することができ、自社の法令遵守態勢の確立に役立てることが出来る。

#### (2)改定について

平成29年6月定時改定により、改定版(第4版)を本協会のWebサイトで公表した。 主な改定内容は、「改正個人情報保護法」の全面施行を踏まえた監査ツール等の変更である。

# 4. 監査結果について

#### 11 実地監査

#### (1)監査結果の概要

平成29年度の実地監査は、119会員(うち、特別監査4会員)に対して実施した(前年度131会員(うち、特別監査11会員))。業態別では消費者向け72会員、事業者向け47会員となった(前年度は消費者向け54会員、事業者向け77会員)。監査結果については、指摘有の協会員が36会員(前年度72会員)で、その割合は30.3%(前年度55.0%)、指摘件数は64件(前年度140件)で、実施した1会員当たりの指摘件数は0.5件(前年度1.1件)となっている。

指摘内容については、契約締結前・締結時書面関係(法第16条の2及び第17条)が多く、また、指導事項では、「反社会的勢力に対する態勢」、「Webサイトの記載事項」、関係法令の改正に伴う「社内規則の改定」等に関するものが多く見受けられた。

#### 実施協会員数及び指摘件数

				平成2	9年度		平成 28 年度			
Α	実	施協会員数	119 会員	(うち特別監査	查4会員)	B/A	131会員(うち特別監査11会員)			B/A
В	指指	商有の協会員数	36会員(うち特別監査1会員)		30.3 %	72会員(	うち特別監査	至6会員)	55.0 %	
	指摘項目		指摘件数等	法令等 違反事項	改善事項	指導事項	指摘件数等	法令等 違反事項	改善事項	指導事項
	_	貸金業法	62件	10件	52件		116件	31件	85件	
	般 監 査	自主規制関連	1件	1件	0件	238件	12件	4件	8件	292件
	査	その他法令	0件	0件	0件		4件	0件	4件	
	小計	指摘件数	63件	11件	52件	238件	132件	35件	97件	292件
		指摘有の協会員数	(35会員)	(6会員)	(32会員)	(102会員)	(66会員)	(23会員)	(60会員)	(108会員)
:	—— 特	貸金業法	1件	0件	1件		8件	0件	8件	
	特別 監査	自主規制関連	0件	0件	0件	12件	0件	0件	0件	25件
	查 	その他法令	0件	0件	0件		0件	0件	0件	
	小	指摘件数	1件	0件	1件	12件	8件	0件	8件	25件
	計	指摘有の協会員数	(1会員)	(0会員)	(1会員)	(3会員)	(6会員)	(0会員)	(6会員)	(7会員)
		C 指摘件数	64件	11件	53件	250件	140件	35件	105件	317件
	総計	D 指摘有の 協会員数	(36会員)	(6会員)	(33会員)	(105会員)	(72 会員)	(23会員)	(66会員)	(115会員)
		実施した1協会員 当たりの指摘件数 (C/A)	0.5件	0.1件	0.4件	2.1件	1.1件	0.3件	0.8件	2.4件

#### 「改善事項」とは、

- ①「法令・諸規則等」に抵触していると認められるもののうち、軽微な不備で、監査期間中に改善が完了したことを確認した事案、及び監査期間中に改善に着手しており自主的な改善完了が期待できる事案。
- ②「法令・諸規則等」で明示されている違反行為に類似した行為と判断した事案。

#### 「指導事項」とは、

- ①現行法令等に照らし改善を要すると認められる事案。
- ②抵触している「法令・諸規則等」の該当条文が努力義務規定の事案。

#### 「その他法令」とは、

貸金業法・自主規制基本規則以外で貸金業務に適用される法令で、犯罪による収益の移転防止に関する法律、出資法等である。

#### (2)指摘内容

指摘件数は大幅に減少したが、指摘内容としては、「書面交付(貸金16条の2、17条)」に関するものが 多く見受けられた。

(単位:件)

		平成 2	9年度	平成 28 年度	
法令等	指摘の概要	法令等 違反事項	改善事項	法令等 違反事項	改善事項
貸金12条の4	従業者名簿の備付け不備	_	_	_	1
貸金12条の8	利息、保証料等に係る制限等不備	_	1	6	11
貸金13条	返済能力調査の未実施、記録不備	3	3	4	5
貸金13条の2	過剰貸付け等の禁止	1	_	1	1
貸金14条	貸付条件等の掲示不備	_	1	_	5
貸金16条の2	契約締結前書面の未交付、記載不備	4	13	9	14
貸金17条	契約締結時書面の未交付、記載不備	1	21	7	41
貸金18条	受取証書の記載不備	_	2	1	5
貸金19条	帳簿の記載不備、交渉記録の記載・保存不備	_	8	2	7
貸金21条	催告書の記載不備	_	3	_	1
貸金24条の6の2	開始等の届出不備	_	_	1	1
貸金41条の35	個人信用情報の未提供、提供遅れ	1	_	_	1
貸金41条の36	個人信用情報の提供等に係る同意の未取得	_	1	_	_
	貸金業法計	10	53	31	93
自主11条	社内態勢の未整備	_	_	1	_
自主11条及び15条の4	社内態勢整備不十分	1	_	_	_
自主22条	借入意思の確認不足、記録不備	_	_	1	4
自主32条	返済能力の確認の未実施	_	_	2	3
自主36条	自己振出手形等の制限	_	_	_	1
	自主規制基本規則計	1	0	4	8
犯収6条	取引時確認の記録漏れ				4
	その他法令計	0	0	0	4
総計		11	53	35	105

貸 金:貸金業法

自 主:貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則

犯 収:犯罪による収益の移転防止に関する法律

# (3)指導事項

平成29年5月に全面施行された「改正個人情報保護法」に係る社内規則の改定に関する指導が多くなった。

(単位:件)

		(#12-11)
指導事項の概要	平成29年度	平成28年度
<ul><li>反社会的勢力に対する態勢</li><li>・反社会的勢力に対する基本方針が公表されていない。</li><li>・反社情報データベースが構築されていない。</li><li>・特定情報照会サービスを利用しているが、定期照会が未実施である。</li></ul>	48	49
Webサイトの修正 ・ 貸付条件の表示に不備がある。(担保の要否等法定事項の一部が未表示、不明確不適切な条件表示等) ・ 指定紛争解決機関の表示がない。 ・ 協会員番号の表示が協会推奨方式と相違する。 等	35	45
社内規則の策定 ・社内規則が改定されていない。 等	32	15
届出事項 ・立入検査に係る届出書の未提出。 ・登録申請書の内容と業務実態が相違。 等	25	28
研修(周知徹底) ・実施記録を作成・保存していない。 等	24	24
加入指定信用情報機関の名称の公表	10	18
個人情報の安全管理措置 ・機微情報等をマスキングしていない。 等	10	4
貸付条件表の掲示内容 ・返済期間及び返済回数の表示に誤りがある。 ・主な返済の例の記載が具体性に欠けている。 等	9	17
指定紛争解決機関の名称の公表	8	7
個人情報保護宣言の公表 ・個人情報保護宣言を策定しているが、公表していない。 等	8	10
<b>貸金業者登録票</b> ・登録有効期間の表示に誤りがある。 等	6	10
<b>業務検証</b> ・業務検証を実施していない。 ・実施内容が形式的なものに留まっている。 等	4	12
取引時確認記録 ・犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認記録の一部記載漏れ。 等	2	6
内部監査 ・内部監査の実施内容が形式的なものに留まっている。 等	2	7
<b>従業者名簿</b> ・必要項目の一部が記載漏れとなっている。 等	2	5
<b>従業者証明書</b> ・証明書の記載内容に誤りがある。 等	1	3
反社会的勢力の排除条項の追加	1	3
借入れの意思の確認 ・借入れ意思の確認結果を記録・保存していない。 等	1	5
その他 ・契約締結前・締結時書面の軽微な記載不備。 ・利息の計算方法が、契約書面の条項に記載された内容と相違している。 ・パンフレットの記載内容に不備がある。 ・催告書面(現在未使用)の項目不足。 ・交渉経過の記録を適切に保存していない。 等	22	49
総計	250	317

### (4)実地監査からみた、管理態勢面、業務運用面等の良い事例

以下については、協会員の内部管理態勢等の改善に資するとの観点から、実地監査で収集した良い事例を取りまとめたものである。

#### ①審査精度の向上

- ・不動産担保貸付けの審査に際し、担保物件の評価額をそのまま融資するのではなく、借入希望者に「家計バランスシート」の提出を求めて1ヶ月の収支状況を確認し、月々の返済が無理なくできる借入金額となるよう助言を行っている。(消費者向有担保貸金業者・従事者20名未満)
- ・個人向けの貸付けに際し、独自のチェックリスト「返済能力調査結果記録簿」「除外・例外貸付記載事項一覧表」を用いて、①総量規制内であること、または②除外・例外貸付の対象条項と疎明書類の確認を行い、審査結果として記録・保存している。(消費者向有担保貸金業者・従事者20名未満)
- ・個人向け貸付の審査については、指定信用情報機関のデータのみでなく、ヒアリングにより他社の借入 状況、世帯収入及び家賃や教育費等の世帯支出を確認し、家計全体を考慮した与信を行い、代表者が 全件決裁している。(消費者向無担保貸金業者・従事者10名未満)
- ・総量規制の対象となる貸付けにおける返済能力の調査結果については、自社で作成した「与信審査票」に記録・保存している。記載項目は、取得した収入証明書類・年収額及び年収の1/3額・既往借入額・貸付可能額・貸付の可否・審査者名・店長名等であり、過剰貸付けの業務検証を実施する際にチェックする項目等を記載している。(消費者向無担保貸金業者・従事者5名未満)

#### ②管理態勢

- ・平成27年12月に本協会が公表した「監査ガイドライン」の実地監査マニュアル《別冊チェックリスト》 主な着眼点を自社用に作成し、年2回の内部監査において活用(平成28年度上期の内部監査より使 用開始)している。(信販会社・従事者70名未満)
- ・貸金業務従事者は少人数であるが、「年間行動計画表」に基づいて、研修及び検証を行っており、特に 検証については、社内規則の経営管理等から過払金支払までの20項目について、それぞれの検証項目 を記載した「点検チェックシート」を自社にて作成し、社内規則で定めた事項を確認しつつ、検証を実施 している。また、法改正等に合わせてチェックシートの内容を適宜改定している。(消費者向無担保貸 金業者・従事者5名未満)
- ・少人数での業務運営であるが、毎月研修を行っているほか、日次・月次・四半期毎の業務検証と年1回の監査を実施し、「監査計画表兼実施状況確認票」を用いて実施状況を2名にて相互に確認している。 (消費者向無担保貸金業者・従事者5名未満)
- ・監査役による会社法準拠の監査を行っているほか、貸金業については、監査担当者が社内規則18項目の履行状況に関する業務監査を定期的(対象項目を替えて毎月)に実施し、その結果を改善策(提言)併記の報告書にして経営陣へ提出している。また、毎月初に前月取扱いの事案全件を対象に、与信や記載事項の適切性・妥当性などの内容精査を実施し、問題のあった事案については設置主任者と共に担当者への個別指導を行っている。

これらの結果を踏まえ、毎月実施している合同勉強会のテーマ(題目)と講師(主任者有資格者4名が中心)を定め、タイムリーに重要事項の周知徹底を図っている。(消費者向有担保貸金業者・従事者10名未満)

- ・各部署において毎月、自己検証を実施し、四半期ごとに各所属長が他部署の業務内容を監査するとともに、自己検証が適切に行われているか確認している。また、各部署の業務内容に合わせて、自己検証及び内部監査の点検項目を設定している。(クレジットカード会社・従事者100名未満)
- ・半期に一度、内部監査を実施しているほか、月に一度、社内検査を行っている。この社内検査は、毎月、 違う担当者が任命され、検査対象業務の確認・チェックを行う態勢であり、点検チェックが形骸化しない よう工夫している。また、社内検査報告書には、不備事象、不備原因、改善策、改善結果を記入し、各部 門長だけでなく社長まで報告し、情報の共有化を図っている。(クレジットカード会社・従事者20名未満)
- ・貸金業法や個人情報保護等に係る業務検証を各部門が毎月実施しており、その検証結果を経営管理 部門が取りまとめ、社員全員に回覧し、社員一人ひとりの理解度の促進と法令遵守の意識付けを図って

いる。また、社内研修・社外研修を受講した際は、受講者が研修報告書を作成し、教育担当部門がその内容について役立つ情報等を中心にとりまとめ、研修結果として社員全員に回覧し、情報の共有化を図っている。(クレジットカード会社・従事者30名未満)

・内部管理を担当する部門は、すべての部門を対象に業務検証を実施している。検証にあたっては、事務処理チェックにとどまらず、予防的観点からリスク軽減につながる改善策を提案し、その後の取り組み状況についてもフォローアップを実施している。

主な検証内容としては、顧客対応部門が受付した苦情・相談事案の全件調査、督促業務等を担当する債権管理部門の電話対応についてのモニタリング等であり、顧客対応に不適切な点がないか検証している。(信販会社・従事者500名超)

#### ③業務効率

・既存顧客の再貸付けや増額貸付けの際には、PCから顧客情報をプリントアウトして顧客に確認を求め、変更がなければ借入申込書に必要最小限の事項(申込日、氏名、申込金額、他社借入額、年収、資金使途)を記入するだけで済むよう簡略化を図っている。また、顧客情報に変更がある場合は、変更届の記入を依頼し、情報を更新している。(消費者向無担保貸金業者・従事者5名未満)

#### ④反社会的勢力への取り組み

・不動産担保貸付を取り扱っているが、反社のチェックにあたっては、債務者及び親会社、担保物件のテナント等の各代表者について、新規取引時及び年1回以上、「日経テレコン」「特定情報照会サービス」にて調査を行い、その結果を記録・保存している。また、テナントについては、変更の都度照会を行っている。(事業者向貸金業者・従事者10名未満)

# ⑤業務検証

・貸付けに係る業務検証については自社で作成した「検証実施記録簿兼過剰貸付防止チェックリスト」を使用している。このチェックリストは社内規則〈過剰貸付けの防止、反社会的勢力による被害の防止等〉の重点項目を集めたもので、確認内容に沿って検証を実施し、社内規則の該当するページとともに、検証結果を記録・保存している。(リース会社・従事者10名未満)

#### ⑥社員教育

・債権管理を担当する部門では、各チームリーダーが社員教育の一環として、職員の電話対応のうち通話 時間の長いものを中心にモニタリング (通話記録の聞き取り)を行っており、その結果、悪かった点だけ でなく、良かった点についても、個別に職員に対してフィードバックし、改善すべき点があれば具体的な 指導を行っている。また、適正な業務運営を目的としたリーダー会議を定期的に開催し、モニタリングの 結果等について、部門内で情報共有し、業務の品質向上に努めている。(信販会社・従事者500名超)

# (5)実地監査の実施状況

# 監査日数別の協会員数

監査日数	一般	監査	特別監査		
盖且口奴	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 28 年度	
1日間	0 会員	0 会員	0 会員	0 会員	
2 日間	37 会員	19 会員	1 会員	0 会員	
3 日間	61 会員	80 会員	2 会員	9 会員	
4 日間	15 会員	15 会員	1 会員	0 会員	
5 日間	2 会員	6 会員	0 会員	2 会員	
合計	115 会員	120 会員	4 会員	11 会員	

# 資本金別の協会員数

資本金	—般	監査	特別監査		
貝坐並	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 28 年度	
1 億円以上	20 会員	22 会員	1 会員	4 会員	
5 千万円以上~1 億円未満	34 会員	37 会員	1 会員	1 会員	
2 千万円以上~5 千万円未満	24 会員	22 会員	0 会員	2 会員	
2 千万円未満	14 会員	19 会員	1 会員	2 会員	
個人事業者	23 会員	20 会員	1 会員	2 会員	
合計	115 会員	120 会員	4 会員	11 会員	

# 融資残高別の協会員数

融資残高	一般	監査	特別監査		
融員 <b>没</b> 同	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 28 年度	
100 億円以上	15 会員	28 会員	0 会員	4 会員	
50 億円以上~100 億円未満	6 会員	3 会員	0 会員	1 会員	
1億円以上~50億円未満	43 会員	62 会員	0 会員	2 会員	
5 千万円以上~1 億円未満	15 会員	16 会員	1 会員	0 会員	
5 千万円未満	36 会員	11 会員	3 会員	4 会員	
合計	115 会員	120 会員	4 会員	11 会員	

#### 貸金業務従事者数別の協会員数

貸金業務従事者数	一般	監査	特別監査		
貝並未扮從爭有奴	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 28 年度	
1人	39 会員	41 会員	3 会員	4 会員	
2 人~ 3 人	26 会員	25 会員	0 会員	3 会員	
4 人~ 5 人	12 会員	11 会員	0 会員	1 会員	
6人~9人	9 会員	8 会員	0 会員	0 会員	
10人~19人	9 会員	12 会員	0 会員	1 会員	
20 人以上	20 会員	23 会員	1 会員	2 会員	
合計	115 会員	120 会員	4 会員	11 会員	

# 業態区分別の協会員数

<b>光</b> 松豆 八	平成 2	9 年度	平成 28 年度		
業態区分	実施会員数	登録会員数	実施会員数	登録会員数	
1:消費者向無担保貸金業者	33 会員	381 会員	20 会員	409 会員	
2:消費者向有担保貸金業者	13 会員	84 会員	11 会員	86 会員	
3:消費者向住宅向貸金業者	7 会員	34 会員	4 会員	33 会員	
4:事業者向貸金業者	41 会員	300 会員	64 会員	309 会員	
5:手形割引業者	0 会員	44 会員	8 会員	46 会員	
6: クレジットカード会社	9 会員	144 会員	12 会員	144 会員	
7:信販会社	8 会員	38 会員	3 会員	38 会員	
8:流通・メーカー系会社	0 会員	20 会員	3 会員	20 会員	
9:建設・不動産業者	5 会員	28 会員	2 会員	26 会員	
10:質屋	0 会員	2 会員	0 会員	2 会員	
11: リース会社	2 会員	27 会員	4 会員	31 会員	
12:日賦貸金業者	0 会員	1 会員	0 会員	1 会員	
13:非営利特例対象法人	1 会員	3 会員	0 会員	3 会員	
合計	119 会員	1,106 会員	131 会員	1,148 会員	

13: 非営利特例対象法人は平成25年度に新設された業態区分

#### 2 書類監査

#### (1)監査結果の概要

書類監査は、平成28年の改定により、1協会員当たり原則3年に1回の頻度で実施することとした。平成29年度の書類監査は、平成29年12月末日時点の協会員で平成30年4月1日から平成31年3月31日に登録満了日を迎える300会員と、平成29年1月以降新たに加入した46会員の計346会員を対象とした。

監査結果については、指摘事項のあった協会員は71会員(前年度68会員)、指摘件数は242件(前年度147件)となった。指摘件数が増えた主な要因は、多数の指摘(7件以上)を受けた協会員が13会員(前年度3会員)と増加したことによるものである。

主な指摘事項は、返済能力調査の記録や交渉の経過の記録、及び取引時確認の記録における記録漏れ 等であった。

なお、多数の指摘事項があった協会員については、今後改善をフォローし、その改善の結果により更なる 重点指導を行い、改善状況の進捗によっては、特別監査の実施を検討する。

#### ①監査報告書提出状況 平成29年度(平成30年5月28日現在)

提出状況	協会員数
監査対象数	346会員
(廃業等)	▲13会員
評価対象数	333会員

※監査通知発送日 平成30年1月15日

(監査対象期間 平成29年4月1日~平成30年2月15日) ※廃業等の内訳は、廃業12会員、退会1会員。

#### ②監査結果

		平成29年度					平成 2	 8年度	
評価		協会員数	(構成比)	指摘件数	平均 指摘数	協会員数	(構成比)	指摘件数	平均 指摘数
指摘事項のある協会員		71会員	21.3 %	242件	3.4件	68会員	17.4 %	147件	2.2件
(内	既存協会員	56会員	_	140件	2.5件	56会員	_	93件	1.7件
(内訳)	新規加入協会員	15 会員	_	102件	6.8件	12 会員	_	54件	4.5件
指	商事項のない協会員	262会員	78.7 %	_	_	322会員	82.6%	_	_
合計		333会員	100.0 %	242件	0.7件	390会員	100.0 %	147件	0.4件

#### ※指摘事項のある協会員 (71 会員) の指摘件数別内訳

		平成29年度		平成 28 年度			
指摘件数	協会員数	指摘件数	平均指摘数	協会員数	指摘件数	平均指摘数	
7件以上(注)	13 会員	147件	11.3件	3会員	43件	14.3件	
1~6件	58会員	95件	1.6件	65会員	104件	1.6件	

(注)平均指摘件数 (3.4件)の倍以上

# (参考)書類監査における評価の状況(過去3カ年)

評価	平成29年度		平成 28 年度		平成27年度	
計刊Щ	協会員数	構成比 (%)	協会員数	構成比 (%)	協会員数	構成比 (%)
指摘事項のある協会員	71	21.3	68	17.4	132	11.4
指摘事項のない協会員	262	78.7	322	82.6	1,025	88.6
計	333	100.0	390	100.0	1,157	100.0

# (2)指摘内容(法令等に抵触するおそれがある事項)

	`+ ^ /**	松林。柳華	平成29年度	平成 28 年度
	法令等	指摘の概要	指摘件数	指摘件数
	貸金8条	登録事項変更等の届出態勢未整備	2	5
	貸金12条の9	相談及び助言が出来る団体紹介の態勢未整備	5	2
	貸金13条	返済能力調査の不備	2	2
	貸金16条の2	契約締結前書面の未交付、記載事項の不備	2	2
	貸金17条	契約締結時書面の未交付、記載事項の不備	4	1
	貸金18条	領収書の未交付	1	_
	貸金22条	債権証書の未返還	1	_
	貸金41条の35	個人信用情報の未提供	_	3
貸金業法	貸金41条の37	指定信用情報機関の名称未公表	5	2
業法	施行10条の17	資力を明らかにする書面の未取得	1	_
	施行10条の18	返済能力調査の記録不備	15	1
	施行10条の21	除外貸付を証明する書面の未取得	2	_
	施行12条の2	契約締結前書面記載事項の不備	3	1
	施行13条	契約締結時書面記載事項の不備	4	1
	施行15条	受取証書の記載事項等の不備	1	_
	施行16条	交渉経過の未記録、記録項目の不備	11	1
	施行19条	催告書の記載事項の不備	1	_
		貸金業法計	60	21
	自主15条	禁止行為等の防止のための態勢未整備	1	_
	自主21条の2	返済能力調査に係る態勢の未整備	1	_
自	自主22条	借入意思確認の記録不備	2	2
主規	自主24条	保証人の調査未実施、書面の未交付	2	_
自主規制基本規則	自主32条	事業の実態確認書類の未徴求	2	1
本規	自主34条	契約締結前書面の交付不備	1	2
則	自主43条	協会審査機関の広告未承認	2	_
	自主66条	勧誘の未承諾、記録不備	3	1
		自主規制基本規則計	14	6
7	犯収法	取引時確認の記録の未作成、保存不備等	17	10
法の他	個人情報	利用目的の同意の未取得	3	_
16		その他法令計	20	10
		総計	94	37

貸 金:貸金業法

施 行: 貸金業法施行規則

自 主: 貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則 犯収法: 犯罪による収益の移転防止に関する法律

個人情報: 個人情報の保護に関する法律

※法令等に抵触するおそれがある事項とは、

貸金業法、施行規則、その他関係法令及び協会定款、自主規制基本規則に定められた事項に対し、態勢が未整備または未実施との回答があったものをいう。

# (3)指摘内容(改善・見直しの必要がある事項)

指摘の概要	平成 29 年度指摘件数	平成28年度 指摘件数
反社会的勢力による被害の防止について ・反社情報等による審査態勢の不備 ・反社会的勢力に対する基本方針の未公表 等	31	9
書面の交付義務について ・書面交付に係る業務の検証の未実施 ・債権証書が返還できない場合の措置の未記録 等	27	6
<ul><li>帳簿の備付けについて</li><li>・交渉の経過の記録項目不足</li><li>・取引履歴の開示の未記録</li></ul>	24	11
個人顧客情報の安全管理措置等について ・安全管理措置に係る業務の検証の未実施 ・信用情報に係る検証態勢の未整備 等	13	6
周知徹底 (研修等) について ・周知徹底の実施状況未記録	10	19
相談、苦情及び紛争等の対応態勢について ・苦情及び紛争等の記録、保存の不備 等	9	3
立入検査に係る届出について ・「立入検査に係る届出書」の未提出	8	17
経営管理等について ・ 内部監査態勢不十分 ・ 監査結果等の未保存	7	2
その他 ・経営者保証ガイドライン対応態勢の未整備 ・取引時確認に係る業務の検証の未整備 等	19	37
総計	148	110

※改善・見直しの必要がある事項とは、

監督指針、社内規則策定ガイドライン等に照らし、改善が必要と認められるものをいう。

# (4)監査結果の詳細分析

①指摘の状況を協会員の属性に基づき分類した。

# イ. 資本金別協会員数

資本金別	協会員数	指摘なし	指摘1件	2件	3件	4件以上
10億円以上	22	18	3	0	0	1
1億~10億円未満	43	35	4	2	0	2
1億円未満	182	142	21	4	5	10
0 (個人)	86	67	11	4	0	4
合計	333	262	39	10	5	17

# 口. 業態別協会員数

業態別	協会員数	指摘なし	指摘1件	2件	3件	4件以上
1. 消費者向け貸金業者	203	165	24	8	1	5
2. 事業者向け貸金業者	130	97	15	2	4	12
合計	333	262	39	10	5	17

#### ハ. 書類監査受検回数別協会員数

書類監査受検回数別	協会員数	指摘なし	指摘1件	2件	3件	4件以上
書類監査3回以上	246	203	30	6	1	6
書類監査2回	43	30	4	3	2	4
書類監査1回	44	29	5	1	2	7
合計	333	262	39	10	5	17

※平成28年度より3年に1度の受検となったため、受検回数で分類した。

#### 二. 登録先別協会員数

登録先別協会員数	協会員数	指摘なし	指摘1件	2件	3件	4件以上
財務局	69	64	4	1	0	0
都道府県	264	198	35	9	5	17
合計	333	262	39	10	5	17

#### ②記録(記載)事項チェックシートの点検結果について

取引時確認の記録項目や契約締結時書面(極度方式含む)の記載項目について、法定要件を満たしているかどうかをチェックリストを用いて実態確認を実施した。

	取引時確認記録		契約締結時書面	
評価	協会員数	構成比	協会員数	構成比
指摘事項はない	320	96.1%	321	96.4%
指摘事項がある	13	3.9 %	12	3.6%
合計	333	100.0 %	333	100.0 %

#### (主な指摘内容)

- ◆取引時確認記録の、5号・6号の未記録 4会員
- ・本人確認書類に記載の住居に取引関係文書等を書留郵便等により転送不要郵便等として送付した日付
- ・ 転送不要郵便等の送付に代えて、本人確認書類の住居に赴いて取引関係文書等を交付したときは、 その日付
- ◆取引時確認記録の、18号の未記録 4会員
- ・実質的支配者の本人特定事項及び当該実質的支配者と当該顧客等との関係並びにその確認を行った方法

# 5. 行政庁等との連携 (監査に関する情報の共有等)

# (1)監査計画の調整

平成29年度の監査計画策定に当たっては、金融庁と協議し、策定後は金融庁、関東財務局、同東京財務 事務所及び東京都へ説明した。

また、監査計画は、協会員に通知するとともに、全ての登録行政庁へ送付した。

#### (2)登録行政庁検査と協会監査の連携

実地監査の監査対象協会員選定に当たっては、年間計画(「平成29年度実地監査実施要領」)に基づき対象協会員を選定し、効率的な監査を実施するために、当該協会員の登録行政庁と調整のうえ決定している。

書類監査の結果や本協会が保有する会員情報等に基づいて、指導を必要とする度合いが高いと判断した協会員に対しては、優先して実地監査を行っているほか、実施に当たっては、登録行政庁と事前に情報交換し、登録行政庁の検査状況にも配意しつつ、効率的で実効的な監査を実施している。

書類監査については、監査スケジュール及び監査設問事項等について金融庁と意見交換を行った。

#### (3)監査結果情報の共有

#### ①実地監査結果

実地監査結果については、監査先協会員に監査結果通知書を交付する都度、監査先の登録行政庁へ 通知書の写しをメールで送付した。また、金融庁に対しては、全ての監査結果通知書の写しを登録行政 庁への送付に併せて、送付した。

実地監査の結果、特に重大な法令等違反が指摘された監査先の登録行政庁に対しては、監査結果等 について直接説明し、監督当局による指導等の強化を要請した。

#### ②書類監査結果

書類監査結果については、協会員に対する監査結果通知後、登録行政庁へ結果一覧を送付した。 また、金融庁に対しては、全ての協会員の評価結果を送付した。

#### (4)行政訪問の状況

登録行政庁等とは、本協会が行った監査結果を取りまとめた「監査結果について」及びその改善状況等について意見・情報の交換を行うなど、一層の連携強化を図った。

訪問年月日	訪問先	訪問内容等
平成29年 6月29日	金融庁	平成28年度監査結果について
平成29年 6月30日	東京都	平成28年度監査結果について
平成29年 7月31日	関東財務局	平成28年度監査結果について
平成29年 7月31日	関東財務局東京財務事務所	平成28年度監査結果について
平成29年 8月18日	東京都	個別案件の監査結果について
平成29年10月 6日	東京都	個別案件の監査結果について
平成29年11月21日	金融庁	平成29年度上期実地監査の実施状況について
平成29年12月 4日	東京都	個別案件の監査結果について
平成30年 3月23日	金融庁	平成30年度監査計画について

#### (5)実地監査に併せた、登録行政庁、消費者団体及び警察への訪問状況

実地監査の実施に併せて、監査部長等が実地監査先の登録行政庁、消費者団体及び警察署を訪問し、本協会の活動状況を説明するほか、地域における貸金業界の動向並びに資金需要者の状況などについて意見及び情報交換した。

訪問先	箇所数
登録行政庁	23
消費者団体	22
警察署等	18

# 【参考】平成30年度監査計画

平成30年度の監査計画は、平成29年度監査における監査結果及び貸金業界を取り巻く状況などを考慮して策定した(平成30年4月2日公表)。

### (1)監査の基本方針

本協会の監査は、監査に当たっての基本原則である「協会員の自主性尊重の原則」、「補強性の原則」及び「効率的・効果的な監査の実施」に則して実施するが、重大な法令等違反に対しては厳正に対処するとともに、法令等違反が発生した場合には再発防止に向けた指導を強化する。

監査に際しては、監督当局や消費生活センター等の関係機関と引き続きより緊密な連携を図る。

また、実地監査と書類監査の連携強化により、内部管理態勢の整備状況の実態把握に努めるとともに、コンプライアンス態勢等が不十分な協会員に対しては、自主規制各部門と連携して指導強化を図る。

その他、監査の実施手続きや実地監査マニュアルなど、協会の監査に関することは「監査ガイドライン」に よるものとする。

### (2)監査の重点項目

本年度の監査は、次の各項目を重点事項として実施する。

- ①法令等遵守状況および経営管理機能の発揮状況
- ②顧客等に関する情報管理態勢の整備状況
- ③システムリスク管理態勢の整備状況
- ④法令等違反の再発防止策の検証

#### (3)その他監査計画に掲げた主な事項

- ①実地監査 一般監査、特別監査を合わせて100協会員程度を対象に実施する。
- ②書類監査 平成28年度の改定に基づき、原則として3年に1回の頻度で実施する(対象協会員は、貸金業登録の満了日を基準に選定する)。

なお、平成30年度書類監査の対象協会員は、貸金業登録満了日が、平成31年4月1日から 翌年3月31日までに到来する協会員および平成30年1月以降の新規加入協会員を対象とし、 平成30年度下期に行う。

# Ⅱ.貸金戦略部門

# 1 広報·啓発活動

# 1. 広報活動

業界の社会的評価の向上と本協会の認知度向上を図るため、業界健全化の進捗状況や自主規制機関としての活動状況について、以下のとおり広報活動を行った。

#### (1)調査研究結果等の公表

調査研究の結果等を本協会の定期刊行物や協会Webサイトで公表するとともに、金融庁及び日本銀行各記者クラブへのニュースリリースを行った。

### (2)ブランディング施策の実施

「協会に加入する貸金業者は安心して借入れの相談ができる」ということを資金需要者に継続的に周知するためのポスターを制作し、協会員に3,580枚配布するとともに、財務局・財務事務所・都道府県貸金業担当部課、消費生活センター等に掲示を依頼した。

また、協会員のWebサイトで本協会の協会員であることを広く周知できる「協会バナー」を「協会員専用サイト」で継続して配布した。

#### (3)協会 Web サイトの改修

協会設立10年を迎えた12月19日に、デザインを改めたトップページ等をリリースするとともに、「貸金市場のあゆみとこれから」、「借金などでお悩みの方は、まずご相談ください。」の新設ページをリリースした。また、一部ページについてはスマートフォン対応を実施した。

# (4)機関紙「JFSAnews」の刊行

貸金業務に関する質問と回答、実地監査における指摘事例や好事例等、法令遵守に役立つ情報や、顧客との円滑なコミュニケーションを図る上で有益な情報、資格試験関連情報を掲載した機関誌「JFSAnews」を毎月刊行し、協会員専用サイトに掲載した。

#### (5)広報誌「JFSA」の刊行

業界健全化の進展状況と設立来の協会活動、有識者や公益理事インタビュー、行政担当官や関係団体からの寄稿等を掲載した広報誌「JFSA」を7月と1月に刊行し、協会員をはじめ関係行政や消費生活センター等2,730先に配布した。

#### (6)その他

- ①マスコミからの取材に随時対応し、正確な情報の発信に 努めた。
- ②金融関係紙・誌に会長メッセージや協会活動の記事を 寄稿し、健全化が進む業界を積極的に広報した。



ポスター(A2判)



機関紙「JFSAnews」





広報誌「JFSA」

# 2. 消費者啓発活動 ~出前講座・講師派遣等の推進~

「消費者力」向上のため、金銭管理や金融トラブル関する教育機会の充実や行政と教育機関との連携促進を図ることを目的とした「消費者教育の推進に関する法律」が平成24年12月に施行され、それとともに、全国の各教育関係機関及び自治体にて消費者教育の取り組みが始まった。

同法施行以前も本協会では、金融に係る知識の普及、啓発活動を通じて、資金需要者等の利益の保護の促進を図るため、消費者啓発活動を行ってきたが、同法施行後は、相談現場の方々との連携強化と金銭教育の推進を図るため、出前講座の積極的な実施や講師の育成及び教材の開発など、次のとおりより一層幅広く行っている。

#### (1)相談員向け出前講座の実施

全国の消費生活センターや社会福祉協議会などで行われる相談員向け研修へ講師を派遣し、「カウンセリング的手法を活用した研修」「生活困窮者支援相談の研修」「生活再建に向けた家計管理方法と聴き取り・助言のポイント」等の研修や、消費者数育の担い手育成実践講座等を実施した。

#### (2)消費者向け出前講座の実施

中・高・専門学校、大学、成人、高齢者等への「金銭管理等に関する出前講座」や、全国の消費生活センターや社会福祉協議会などが主催する市民講座等に講師を派遣し、「ローンの特徴と役割、金融トラブル回避」「ローンとクレジットなどの仕組み、金融トラブル事例と防止策」「多重債務問題の現状と見守り活動でできること」「消費者のためのお金に関する基礎知識(金銭トラブルに巻き込まれないために)」等の研修を実施した。

#### (3)協会員向け出前講座の実施

協会員の依頼を受け、「カウンセリング手法を活用したお客様対応」「貸金業界の現状及び貸金業法について」「苦情にならない対応」等の研修を実施した。

#### (4)編広いニーズに対応するための金銭教育プログラムの作成

様々な種類の出前講座に対応できるよう教育プログラム等を作成するとともに、「ローン・キャッシング Q&A BOOK」(毎年約20万部配布)を継続的に作成し配布した。

さらに、ヤミ金融及び金融トラブル被害等についての情報提供、金融庁や消費者庁等作成の啓発用ポスター、パンフレット等の協会員への配布、各地で開催される消費者数育や啓発活動に関連する講演会、シンポジウム、キャンペーン等への積極的な参加を行った。

# (5)平成29年度出前講座・講師派遣実績

# 【協会員向け講座】

	開催日	主催団体等	テーマ	受講者数 (人)				
1	5月30日	SMBCコンシューマーファイナンス株式会社	   カウンセリング手法を活用したお客さま対応	10				
2	5月31日	お客様サービスプラザ	ガランセサング于法を活用したの各さま刈心 	10				
3	6月23日	SMBCコンシューマーファイナンス株式会社	   カウンセリング手法を活用したお客さま対応	14				
4	7月13日	債権管理事業部	ガブブビザブグ于法を活用したの各さま対心 	14				
5	9月5日			11				
6	9月6日	株式会社モビット	カウンセリング手法を活用したお客さま対応	11				
7	9月11日			10				
8	10月17日		苦情対応研修	10				
9	11月14日			8				
10	11月15日	アコム株式会社		8				
11	11月21日			8				
12	11月22日			7				
13	11月30日	SMBCコンシューマーファイナンス株式会社	カウンセリング手法を活用したお客さま対応	12				
14	1月17日	ビジネクスト株式会社	カウンセリング手法を活用したお客さま対応	8				
15	2月5日	アルヒ株式会社	勧誘、来店相談、申込、契約締結にかかわる場面から学ぶ、 コミュニケーショントラブル防止法	15				
16	2月13日	アルヒ株式会社	勧誘、来店相談、申込、契約締結にかかわる場面から学ぶ、 コミュニケーショントラブル防止法	18				
	合計							

# 【協会員向け講座】(実務研修)

	開催日	主催団体等	テーマ	受講者数 (人)	
1	10月20日	日本貸金業協会(参加協会員:14社)	カウンセリング的手法を用いた実務研修【初級編】	23	
2	12月21日	日本貸金業協会(参加協会員:9社)	カウンセリング的手法を用いた実務研修【中級編】	12	
3	2月15日	日本貸金業協会(参加協会員:6社)	カウンセリング的手法を用いた実務研修【上級編】	10	
	合計				

# 【一般・消費者・学生向け講座】

	開催日	主催団体等	テーマ	受講者数 (人)	
1	6月8日	明治大学	貸金業界の現状	10	
2	6月22日	日本大学商学部	ローンの特徴と役割	83	
3	9月27日	社会福祉法人大阪市障害福祉・スポーツ協会 サテライト・オフィス平野 (大阪市職業リハビリテーションセンター分室)	金融トラブルに巻き込まれないために	37	
4	1月31日	社会福祉法人であい共生舎ひらかた・にじ福祉工場	障がいのある方向けにお金についてのはなし	22	
	合計				

#### 【相談員向け講座】

	開催日	主催団体等	テーマ	受講者数 (人)
1	8月4日	公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会	日本貸金業協会の相談状況等について	5
2	8月24日	社会福祉法人福井県社会福祉協議会	生活困窮者等への相談対応と生活再建に向けた家計管理支援に ついて	38
3	9月21日	栃木県県民生活部くらし安全安心課	多重債務相談におけるカウンセリング対応の実務 〜生活再建に向けた家計管理方法と聞き取り・助言のポイント〜	19
4	9月21日	社会福祉法人めやす箱 倉敷市生活自立相談支援センター	生活困窮者・多重債務者への相談対応と生活再建に向けた家計 管理の支援について	35
5	11月7日	財務省東北財務局・山形県消費生活センター	多重債務者への相談対応と家計管理方法等	31
6	12月13日	神奈川県県民局くらし県民部消費生活課	日本貸金業協会の金融ADRについて	11
7	12月15日	神奈川県県民局くらし県民部消費生活課	日本貸金業協会の金融ADRについて	18
8	1月22日	財務省四国財務局高知財務事務所	家計相談支援の実際について	21
9	1月25日	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	低所得者における生活再建に向けた支援について	70
10	1月26日	日野市	多重債務について	17
11	2月21日	社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会	貸付相談世帯を対象にした相談援助の方法と、 生活再建に向けた支援について~聞き取り・助言のポイント~	44
12	2月23日	千葉県消費者センター	カウンセリング的手法を用いた相談対応や家計管理等	43
13	3月15日	財務省四国財務局	家計相談支援の実際について 一生活困窮者の家計管理、生活再建の具体例一	25
14	3月16日	財務省四国財務局徳島財務事務所	家計相談支援の実際について 一生活困窮者の家計管理、生活再建の具体例一	25
15	3月16日	社会福祉法人山形県社会福祉協議会	多重債務者・生活困窮者への相談対応と、 生活再建支援カウンセリングアプローチの手法について 一日本貸金業協会の実践より一	16
16	3月27日	株式会社ビスネット	対応困難者への対応とセルフケア	18
		合計	-	436

※過去の実績につきましては、日本貸金業協会Webサイト(一般のみなさまへ⇒講師派遣制度のご案内)をご覧ください。

# 2 調査・研究活動

# (1)調査研究活動の概要

資金需要者に対する資金供給が適時かつ円滑になされているか等の観点から、各種調査を次のとおり 行った。

実施時期	実施内容	対象	備考		
平成29年11月~ 平成30年1月	貸金業者向け調査 (※郵送調査・ヒアリング調査)	協会員、非協会員	平成30年3月30日公表		
平成29年4月~ 平成30年3月	月次実態調査 (※平成30年3月末現在53社)	協会員	毎月公表		

# (2)調査結果の公表

- ①統計資料としての連続性の観点や、自主規制機関としての位置付け等を鑑み、実施した各アンケート調査 結果を取りまとめ、「貸金業者の経営実態等に関するアンケート調査結果報告」として公表を行った。
- ②貸金業界のトレンドを捉えた統計情報として、月次で「月次統計資料」の公表を行った。
- ③平成28年度の協会活動や統計情報、貸金業の課題等を掲載した「平成28年度年次報告書」を平成29年 8月末に刊行し、協会員や業界関係者等に広く配布した。

# Ⅲ. 主任者資格部門

# 1 貸金業務取扱主任者 資格試験・登録講習・主任者登録

# 1. 業務の概要

本協会は、平成21年6月18日に貸金業務取扱主任者資格試験の指定試験機関として内閣総理大臣の指定を受け、平成29年度は12回目となる資格試験を実施した。

また、本協会は平成28年9月28日に登録講習機関の登録の更新(登録期間:平成28年10月1日~平成31年9月30日まで)を受け、平成29年度は、平成26年度に主任者登録を更新した者及び新たに主任者登録を受けた者で更新時期を迎えた者を主たる対象者として、全国10地域で17回の貸金業務取扱主任者講習を実施した。

さらに、主任者登録の更新に係る事務を含め、金融庁長官からの委任に基づき主任者登録事務を円滑かつ安全に実施した。

# ■貸金業務取扱主任者制度と貸金業者の責務

平成15年8月に創設された貸金業務取扱主任者の制度は、改正貸金業法の完全施行時(平成22年6月)から、国家資格である資格試験に合格し登録を受けた貸金業務取扱主任者を、営業所または事務所ごとに法令で定める数(貸金業の業務に従事する者50名につき貸金業務取扱主任者が1名以上の割合になるように)配置し、貸金業の業務に従事する者に対する助言・指導等を通じて貸金業者の法令遵守の徹底を図る制度に改正されました。

貸金業者は、貸金業務取扱主任者がその果たすべき役割及び貸金業務取扱主任者の権限等(①役職員に対し助言・指導を行うこと、②役職員は、貸金業務取扱主任者の助言・指導が法令等に反している場合等の例外事由に該当しない限り、貸金業務取扱主任者の助言を尊重し、指導に従う義務があること、③役職員が正当な理由なく、資金業務取扱主任者の助言を尊重せず、指導に従わなかった場合の措置)を記載した貸金業務取扱主任者に関する社内規則等を、当該貸金業者の事業規模・特性に応じて策定しなければなりません。

また、貸金業務取扱主任者が適切に助言・指導を行うことができるよう、社内規則等を役職員に周知徹底するとともに、貸金業務取扱主任者自身に対し、その役割及び果たすべき責務等を自覚させるための指導を行わなければなりません。

更に、貸金業者は、貸金業務取扱主任者の機能が十分に発揮される態勢が整備されているか、内部管理部門等による定期的な点検等によりその状況を把握・検証し、その結果に基づき態勢の見直しを行うなどの実効性を確保する必要があります。



# 2. 資格試験の実施

全国17試験地(20会場)において、平成29年度貸金業務取扱主任者資格試験を1回実施した。

#### (1)試験の結果

#### 試験実施結果

試験日	平成 29 年 11 月 19 日 (日)
試験地及び会場数	全国17試験地·20会場
受験申込者数	11,680人
受験者数	10,214人
受験率	87.45 %
合格者数	3,317人
合格率	32.48 %
合格基準点	50 問中 34 問正解
合格発表日	平成30年1月10日(水)



# (2)合格者の概要 (n=3,317)

#### ①年齢別構成

	20 歳代以下	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代以上
構成比	30.1%	31.3%	24.2%	13.1%	1.4%
合格率	34.5%	31.5%	30.9%	33.3%	34.1%

②男女別構成

	男性	女性
構成比	64.8%	35.2%
合格率	32.6%	32.2%

※平均年齢 37.0歳

#### ③試験地別構成

	札幌	仙台	千葉	東京	埼玉	神奈川	高崎	名古屋	金沢
構成比	1.6%	2.4%	4.6%	44.5%	5.5%	8.8%	1.0%	6.7%	0.8%
	大阪	京都	神戸	広島	高松	福岡	熊本	沖縄	
 構成比	9.9%	2.6%	2.0%	1.7%	1.1%	5.3%	0.7%	0.8%	

(注)小数点以下第2位を四捨五入のため、構成比の合計は100.0%にならないことがある。

# (3)試験結果の推移

(単位:人、点) 試験結果推移

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回
試験日	平成21年8月	平成21年11月	平成21年12月	平成22年2月	平成 22 年 11 月	平成23年11月	平成 24 年 11 月
申込者数	46,306	17,780	16,254	9,908	13,547	12,300	11,520
受験者数	44,708	16,597	12,101	8,867	12,081	10,966	10,088
受験率	96.5 %	93.3 %	74.4 %	89.5 %	89.2 %	89.2 %	87.6%
合格者数	31,340	10,818	7,919	5,474	3,979	2,393	2,599
合格率	70.1 %	65.2 %	65.4%	61.7 %	32.9 %	21.8 %	25.8 %
合格基準点	30	30	33	31	30	27	29

	第8回	第9回	第10回	第11回	第12回	(累計)
試験日	平成 25 年 11 月	平成 26 年 11 月	平成 27年11月	平成28年11月	平成 29 年 11 月	_
申込者数	11,021	11,549	11,585	11,639	11,680	185,089
受験者数	9,571	10,169	10,186	10,139	10,214	165,687
受験率	86.8%	88.1 %	87.9 %	87.1 %	87.4 %	89.5 %
合格者数	2,688	2,493	3,178	3,095	3,317	79,293
合格率	28.1%	24.5 %	31.2 %	30.5 %	32.5 %	_
合格基準点	30	30	31	30	34	_

# (4)科目別設問形式別出題数の推移

		法及		貸付実		資金需保		財会			全体				法及関係		貸付実		資金需保		財務会			全体	
	設問 形式	適切	適切でない	適切	適切でない	適切	適切でない	適切	適切でない	適切	適切でない	計		設問形式	適切	適切でない	適切	適切でない	適切	適切でない	適切	適切でない	適切	適切でない	計
	4択	10	18	7	4	3	2	1	1	21	25	46		4択	7	11	6	8	0	2	1	1	14	22	36
第 1	個数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	第7	個数	4	0	0	0	1	0	0	0	5	0	5
- □ =±	穴埋め	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1		穴埋め	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
試験	組合せ	2	0	1	0	0	0	0	0	3	0	3	験	組合せ	5	0	1	0	2	0	1	0	9	0	9
	全体	12	18	8	4	3	2	2	1	25	25	50		全体	16	11	7	8	3	2	2	1	28	22	50
	4択	14	16	5	6	2	2	0	1	21	25	46		4択	4	14	9	6	1	3	1	1	15	24	39
第 2	個数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	第 8	個数	5	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5
回	穴埋め	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	2	旦	穴埋め	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
試験	組合せ	0	0	1	0	1	0	0	0	2	0	2	試験	組合せ	4	0	0	0	1	0	1	0	6	0	6
	全体	14	16	6	6	3	2	2	1	25	25	50		全体	13	14	9	6	2	3	2	1	26	24	50
	4択	9	17	8	5	1	2	0	2	18	26	44		4択	7	12	8	7	2	3	2	1	19	23	42
第 3	個数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	第 9	個数	3	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3
回	穴埋め	1	0	0	0	0	0	1	0	2	0	2		穴埋め	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
試験	組合せ	2	0	0	0	2	0	0	0	4	0	4	試験	組合せ	5	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5
	全体	12	17	8	5	3	2	1	2	24	26	50		全体	15	12	8	7	2	3	2	1	27	23	50
	4択	10	18	7	4	1	2	1	0	19	24	43		4択	8	12	9	6	3	2	1	2	21	22	43
第 4	個数	1	0	1	0	0	0	0	0	2	0	2	第 10	個数	4	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4
	穴埋め	0	0	0	0	1	0	1	0	2	0	2		穴埋め	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
試験	組合せ	1	0	1	0	0	0	1	0	3	0	3	験	組合せ	3	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3
	全体	12	18	9	4	2	2	3	0	26	24	50		全体	15	12	9	6	3	2	1	2	28	22	50
	4択	6	11	6	6	1	1	0	0	13	18	31		4択	8	12	8	7	4	1	2	1	22	21	43
第 5	個数	2	0	1	0	1	0	1	0	5	0	5	第 11	個数	4	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4
回	穴埋め	1	0	0	0	1	0	1	0	3	0	3	回	穴埋め	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
験	組合せ	6	1	2	0	1	0	1	0	10	1	11	験	組合せ	3	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3
	全体	15	12	9	6	4	1	3	0	31	19	50		全体	15	12	8	7	4	1	2	1	29	21	50
	4択	5	10	8	6	0	2	1	1	14	19	33		4択	9	11	9	6	3	2	1	2	22	21	43
第 6	個数	4	0	0	0	1	0	0	0	5	0	5	第 12	個数	3	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3
回	穴埋め	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	回	穴埋め	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
試験	組合せ	8	0	1	0	2	0	1	0	12	0	12	試験	組合せ	4	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4
	全体	17	10	9	6	3	2	2	1	31	19	50		全体	16	11	9	6	3	2	1	2	29	21	50

※各科目共、「適切」な問題の後に「適切でない」問題を出題しています。

# (5)試験結果開示サービスの利用状況

平成29年度試験結果に関する受験者からの開示請求は、平成30年3月31日現在、2,485件となりました。 ※自身の試験結果(①得点、②順位、③50間の正答、④50間の選択肢番号及び正誤)をインターネットから 無料で照会できるサービスを実施しています。

<sup>※</sup>出題問題及び正答は、協会Webサイトに掲載していますのでご確認ください。

# 3. 登録講習の実施

# (1)講習の実施

# ①開催日別実施結果

実施日	実施場所	受講申込者数(人)	受講者数 (人)	受講率 (%)	修了者数(人)
5月23日	東京	427	417	97.7	417
6月6日	大阪	290	286	98.6	286
6月15日	福岡	125	124	99.2	124
7月3日	沖縄	40	39	97.5	39
7月11日	東京	427	418	97.9	418
7月13日	広島	47	47	100.0	47
7月20日	金沢	29	29	100.0	29
7月25日	札幌	69	67	97.1	67
8月3日	仙台	69	68	98.6	68
8月8日	高松	27	25	92.6	25
8月25日	名古屋	129	127	98.4	127
9月21日	東京	371	361	97.3	361
10月5日	東京	361	352	97.5	352
11月7日	東京	284	275	96.8	275
12月8日	福岡	72	69	95.8	69
12月19日	大阪	195	186	95.4	186
1月18日	東京	253	242	95.7	242
平成 29 年原	<b>注計(17回)</b>	3,215	3,132	97.4	3,132

### ②開催場所別実施結果

開催場所	実施回数	受講者(人)	修了者数(人)	構成比率(%)
札幌	1	67	67	2.1
仙台	1	68	68	2.2
東京	6	2,065	2,065	65.9
名古屋	1	127	127	4.1
金沢	1	29	29	0.9
大阪	2	472	472	15.1
高松	1	25	25	0.8
広島	1	47	47	1.5
福岡	2	193	193	6.2
沖縄	1	39	39	1.2
計 (10地域)	17	3,132	3,132	100.0

# ③受講者の受講回数別内訳 ※( )は構成比率

初回	2回目	3回目	4回以上	申込者計
1,499	1,255	453	8	3,215
(46.6 %)	(39.0 %)	(14.1 %)	(0.2 %)	(100.0 %)

※当年度に2回以上受講した者を含む。



#### ④講習カリキュラム

時限	時間	講習科目	主な内容	
	9:00~		受付開始	
【10分】	9:30~9:40	受講説明		
1時限【70分】	9:40~10:50	貸金業に関する 法令に関する科目 その1	■貸金業法、利息制限法及び出資法に関する直近の改正内容の解説 (の講習テキスト講義) (フケーススタディ解説	
【10分】	10:50~11:00		休憩	
2時限【50分】	11:00~11:50	貸金業に関する 法令に関する科目 その2	■貸金業法、利息制限法及び出資法に関する直近の改正内容の解説 (の講習テキスト講義) (フケーススタディ解説	
【60分】	11:50~12:50		昼食休憩	
3 時限 【80 分】	12:50~14:10	貸金業に関する 法令に関する科目 その3	<ul> <li>■民法、商法その他関係法律で、貸付け及び貸付けに付随する取引に関する規定に関する直近の改正内容の解説</li> <li>■資金需要者等の保護に関する解説</li> <li>■財務及び会計に関する解説</li> <li>○講習テキスト講義</li> <li>○ケーススタディ解説</li> <li>○理解度テストの実施と解説</li> <li>●質疑応答</li> </ul>	
【20分】	14:10~14:30		休憩	
4時限【80分】	14:30~15:50	実務に関する科目 その1	■貸付けに関する実務動向の解説 ○講習テキスト講義 ○ケーススタディ解説	
【20分】	15:50~16:10		休憩	
5時限【80分】	16:10~17:30	実務に関する科目 その2	■債権管理に関する実務動向の解説 ■債権回収に関する実務動向の解説 ○講習テキスト講義 ○ケーススタディ解説 ○理解度テストの実施と解説 ○質疑応答	
【20分】	17:30~17:50		修了証明書の交付等	

### ⑤講習教材

平成29年度講習では、平成29~31年度講習用の①講習テキスト、②実務の手引き、③関係法令集、④講義用ビデオに加えて、平成29年5月30日に施行された改正個人情報保護法の関係法令集を別冊として制作し講習教材とした。

この別冊法令集には、個人情報保護委員会から公表されたガイドライン4編及び金融分野におけるガイドライン、パブリックコメントの回答等、個人情報保護法の関係資料をとりまとめ収録した。

また、講習テキストの補完を目的として、平成29年度講義補助資料を作成した。

#### ⑥講習会場における質疑応答

3時限目と5時限目の講義では、理解度テストと質疑応答の時間を設けている。 平成29年度講習では、受講者から87件の質問があり会場講師が回答を行った。

### (2)平成30年度講習開催計画の公表と受講対象者への案内

平成30年度講習受講対象者(主任者登録の更新対象者)に対する案内書面の発送等

○ <u>更新対象者 (19,044名)へのご案内</u> 平成30年度登録講習の受講対象者の方(※)に対し 「貸金業務取扱主任者の登録有効期限と平成30年度登録講習に関するご案内」書面を発送。 ※受講対象者とは 平成27年11月1日~平成28年10月31日に主任者登録を受けた方 (平成30年10月31日~平成31年10月30日に有効期限を迎える方)	(発送日) 1月31日 (水)
○ <u>講習受講要領の公表</u> ・平成30年度講習受講要領の公表 ・受講申込書類(冊子)の郵送請求の受付・発送を開始。	2月5日(月)
○ 受講申込の受付の開始 ・受講申込の受付(インターネット申込・「郵送申込の予約」とも) ・団体申込の予約手続き(団体申込に必要な団体情報の登録は予め登録可)	2月13日(火)

<sup>※12</sup>月15日、登録更新対象者のうちマイページ登録者(9,260名)に、通知文郵送のため住所等の変更があれば届出願いたい旨のメール案内を送信。

# 4. 主任者登録の実施

### (1)主任者登録に関する事務手続等の周知

- ①平成29年度講習受講者全員に「主任者登録の手引き」を配布し、登録更新申請手続き等を周知した。
- ②平成29年度試験合格者に合格証書とともに主任者登録の申請書類等を 発送し、主任者登録申請手続きを周知するとともに、問合せ窓口において 問合せに対応した。
- ③主任者登録の更新には、主任者講習の受講が義務付けられている。平成29年度の最終の講習(平成30年1月18日)から平成30年度の初回講習(平成30年5月15日)までの約4ヶ月間、講習不開催の期間があるため、主任者登録の更新漏れを起こさないよう、注意文書を協会Webサイト及び協会報に掲載し、注意喚起を行った。



#### (2)主任者登録に関する事務処理状況

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの主任者登録に関する事務処理件数は以下の通り。

(単位:件)

登録申請書受理件数	4,533
登録完了通知発送件数	2,203
更新完了通知発送件数	2,026
登録拒否件数	0
登録変更件数	2,224
登録取消件数	3
登録抹消件数	1,530

<sup>※</sup>同日、団体申込責任者(1,549名)に、団体所属の対象者への上記内容の周知をメールにて依頼。

第

#### (3)主任者の登録と更新の状況

平成30年3月31日末現在、登録を受けた貸金業務取扱主任者数は27,881名です。

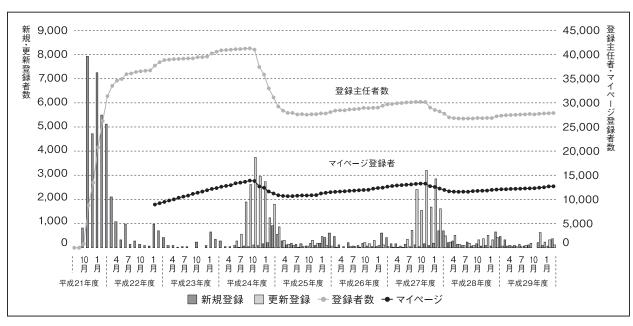
(単位:件)

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25年度	平成 26 年度	平成 27年度	平成 28 年度	平成 29 年度
登録件数 (更新以外)	20,749	16,952	2,525	1,697	3,510	2,706	2,439	2,928	2,203
更新件数	0	0	0	16,127	4,561	1,234	14,649	3,869	2,026
登録抹消件数	1	6	3	8,935	8,702	1,111	3,611	3,939	1,530

※主任者登録の有効期間は3年と定められており、登録の更新を受けない場合、当該主任者登録は有効期限の満了をもって抹消される。

#### 貸金業務取扱主任者数の推移

(単位:人)



#### (4)マイページ登録の推進と主任者活動支援情報の提供

#### ①マイページ登録の推進

主任者登録の変更に係る事務手続きの簡素化及び主任者活動支援のための有効情報の提供手段として、マイページ登録を推進した。

	平成 23 年 3月末	平成 24 年 3月末	平成 25 年 3月末	平成 26 年 3月末	平成 27年 3月末	平成 28 年 3月末	平成 29 年 3月末	平成 30 年 3月末
登録主任者数	37,708名	40,219名	32,988名	27,796名	29,391名	28,219名	27,208名	27,881名
マイページ登録者数	8,945名	12,179名	11,641名	11,375名	12,433名	12,258名	12,046名	12,716名
登録率	23.7 %	30.3 %	35.3 %	40.9 %	42.3 %	43.4%	44.3 %	45.6%

#### ②マイページ掲載資料の拡充

主任者活動の支援策として主任者から要望が多い事項について、平成25年9月からマイページ(主任者専用サイト)に関係資料の掲載を開始し、定期的に更新を行っている。

平成29年度末の更新においては、スマートフォン等モバイル端末から外部リンク先情報の照会・取得を可能とする機能の拡充を実施した。

※主任者への告知は、更新の都度、Webサイトにおいて告知するとともに、マイページ登録者及び団体 責任者宛てに案内メールを送信。

# <マイページに掲載している関係資料>

# A. 貸金業法の改正動向と貸金業者の活動状況に関する情報

# ●貸金業法及び関係法令の改正動向

資料No	タイトル	概要
A 1 – 1	貸金業法及び関係法令等の改正状況	「関係法令集」(平成23年1月27日第1版発行)に収録している貸金業法等の発行日以降の改正の概要について、公布・公表日順に改正の要点等を記載し、当該改正の公表箇所にリンクを張った資料。
A 1 – 2	貸金業法施行令及び貸金業法施行規則の改正状況	平成25年4月以降に金融庁から公表されパブリックコメントに付された貸金業法施行令及び貸金業法施行規則の一部改正について、その内容を抜粋した資料。(パブリックコメントを含む。)
A 1 – 3	「貸金業者向けの総合的な監督指針」の改正状況	平成25年5月以降に金融庁から公表されパブリックコメントに付された「貸金業者向けの総合的な監督指針」の一部改正について、その内容を抜粋した資料。(パブリックコメントを含む。)
A 1 – 4	パブリックコメントの概要とその回答	貸金業法第2段階施行時の施行規則等の一部改正に伴うパブリックコメントの結果(平成19年11月2日公表)から、関係法令等の直近の改正までのパブリックコメントの概要とその回答について、分野毎の項目に分類し整理した資料。(全4冊、171頁)

#### ❷検査結果事例・法令等違反の届出の状況

資料No	タイトル	概要
A 2 – 1	金融検査結果事例集 (金融庁)	金融庁が公表している「金融検査結果事例集」のうち、貸金業者に関する事例を抜粋した 資料。金融庁が、平成26事務年度行ったオンサイト・モニタリングの結果(個別の指摘事 例等)について、現状においても引き続き有用と思われる既存事例とともに整理し、新たな 金融検査結果事例集として策定・公表したもの。
A 2 – 2	協会監査における指摘内容及び改善指導内容	日本貸金業協会の協会員に対する監査結果として協会の年次報告書等に掲載した、監査 の指摘内容と改善指導の概要。
A 2 – 3	協会への法令等違反届出事案数の推移	協会員が協会の定めに従い届け出た法令等違反届出について、届出事案数の推移を該当 条文等別に一覧にした資料。
A 2 – 4	平成 28 年度実地監査指摘事例集	平成28年度に日本貸金業協会が協会員に対して行った実地監査の結果に基づく指摘事例集。(※主任者としての日常の業務遂行において特に参考となる資料。)
A 2 – 5	平成 27年度実地監査指摘事例集	平成 27年度に日本貸金業協会が協会員に対して行った実地監査の結果に基づく指摘事例集。(※主任者としての日常の業務遂行において特に参考となる資料。)
A 2 – 6	平成 26 年度実地監査指摘事例集	平成26年度に日本貸金業協会が協会員に対して行った実地監査の結果に基づく指摘事例集。(※主任者としての日常の業務遂行において特に参考となる資料。)

# 3金融 ADR・苦情等の受付の状況

資料No	タイトル	概要
A 3 – 1	紛争解決手続終結事案 (日本貸金業協会)	貸金業に関する指定紛争解決機関である「日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター」が「紛争解決手続終結事案」として、年度別に紛争の概要、紛争解決の状況等について公表している全28事例を掲載。
A 3 – 2	苦情処理終結事案 (日本貸金業協会)	貸金業務に関連する借入れや返済のご相談、貸付自粛制度の受付、貸金業者の業務に対する苦情や紛争解決の窓口である「日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター」が「苦情処理終結事案」として、類型別に申立内容、処理結果等について公表しているもの。平成23年度からの全37事例を掲載。
A 3 – 3	貸金業者に係る苦情・相談等の受付状況の推移 (日本貸金業協会)	日本貸金業協会の貸金業相談・紛争解決センターにおいてとりまとめ、年次報告書に掲載 している「苦情内容別推移」及び「相談内容別推移」について、平成22年度以降の推移を 確認できる資料。
A 3 – 4	貸金業に関する利用者からの相談事例等(金融庁)	金融庁の金融サービス利用者相談室が四半期ごとに公表している「『金融サービス利用者相談室』における相談等の受付状況等」の「5、利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」の「(4)貸金等に関する相談事例及びアドバイス等」に掲載されている事例。
A 3 – 5	貸金業者に係る苦情等の受付状況の推移(金融庁)	金融庁から毎年5月末に公表される「賃金業関係資料集」のうち、「8. 金融庁・財務局・都 道府県に寄せられた貸金業者に係る苦情等(苦情、相談・照会)件数」について、平成23年 度以降の推移を確認できる資料。

# ❹貸金業に関する判例・法令解釈等

資料No	タイトル	概要
A 4 – 1	貸金業に関する最高裁判所の主な判決一覧	昭和37年から直近までの最高裁判決のうち、貸金業に関する主な判決についての争点別分類一覧表(当該判決の位置付けの確認)。
A 4 – 2	貸金業に関する主な最高裁判例(要旨)	昭和37年から直近までの最高裁判決のうち、貸金業に関する主な判決の要旨、関係法条等を掲載し、判決主文にリンクを張った資料。
A 4 – 3	国民生活センターの貸金業に関する公表事例	独立行政法人 国民生活センターから公表されている「消費者問題の判例集」のうち、貸金 業に関する事例を抜粋した資料。全18事例をテーマ別に分類。
A 4 – 4	国民生活センターの消費者契約法に関する公表事例	独立行政法人 国民生活センターから公表されている「消費者契約法に関連する消費生活相談の概要と主な裁判例」のうち、貸金業に係る事例を抜粋した資料。 全19事例を消費者契約法の条項別に分類。
A 4 – 5	ノーアクションレター・一般的な法令解釈	金融庁から公表されている法令適用事前確認手続(ノーアクションレター制度ほか)及び一般的な法令解釈に係る書面照会手続の概要と公表されている照会文書及び回答文書にリンクを張った資料。

# B. 関係法令等の改正動向に関する情報

資料No	タイトル	概要
B 1	関係法令等の改正状況	「関係法令集」(平成23年1月27日第1版発行)に収録している関係法令等(利息制限法、出資法、消費者契約法、犯罪収益移転防止法等)の発行日以降の改正の概要について、公布・公表日順に改正の要点等を記載し、当該改正の公表箇所にリンクを張った資料。
B 2	犯罪収益移転防止法の改正 (3 段表)	平成28年10月1日に施行された犯罪収益移転防止法(平成26年法律第117号)及び平成27年9月18日に警察庁からパブリックコメント結果が公表された同法施行令、同法施行規則(附則含む)の改正箇所が判る3段組資料。 ※平成29年以降の改正状況については、上記「B1」資料を参照ください。

# C. 多重債務者対策等に関する情報

資料No	タイトル	概要
C 1	多重債務者問題懇談会関係資料	多重債務者対策として取り組むべき施策等を検討するため、平成24年9月に新たに設置された「多重債務者問題及び消費者向け金融に関する懇談会」関係資料の公表箇所にリンクを張った資料。(平成29年12月5日第10回開催まで)
C 2	多重債務の発生防止に向けた支援(日本貸金業協会)	日本貸金業協会の貸金業相談・紛争解決センターによる多重債務の未然防止及び多重債 務の早期発見とその解決に向けた支援の概要に関する資料。
C 3	生活困窮者自立支援制度の関係資料	厚生労働省が所管する生活困窮者自立支援制度(生活困窮者自立支援法:平成25年法律第105号の概要とその実施状況に関する資料の公表箇所にリンクを張った資料。 ※本制度は、生活保護受給者以外の生活困窮者への支援の抜本的強化を目的とし、社会保険制度等の雇用を通じた安全網(第1のセーフティネット)と生活保護(第3のセーフティネット)との間の第2のセーフティネットと位置づけられている。

# D. 金融リテラシーの向上に関する情報

資料No	タイトル	概要
D1 – 1	金融経済教育推進会議の「金融リテラシー・マップ」	1. 金融経済教育研究会報告書 (2013年4月公表)の概要説明と当研究会の議事録等にリンクを張った資料。 2. 金融広報中央委員会から公表 (2015年6月)されている、「生活スキルとして最低限身に付けるべき金融リテラシー(お金の知識・判断力)」の内容に関する説明資料。 ※「最低限身に付けるべき金融リテラシー」は、「家計管理」「生活設計」「金融知識及び金融経済事情の理解と適切な金融商品の利用選択」「外部の知見の適切な活用」の4分野に分かれる。
D1-2	金融リテラシー・マップの概要と 「ローン・クレジット」に関する事項	金融リテラシー・マップの主な内容及び「全年齢層を通じて習得すべきスタンダード」のうち、「ローン・クレジット」に関する事項を抜粋した資料。
D 2	金融広報中央委員会の金融リテラシー調査結果	金融広報中央委員会が平成28年2~3月、18歳以上の個人の金融リテラシーの現状を 把握するために実施したインターネット調査の結果にリンクを張った資料。「金融リテラ シー・マップ」の体系を踏まえた初の大規模調査で、属性(性別、年齢、年収、居住地等)分 類、海外調査との比較、金融力調査(2011年度)との比較等がある。
D 3	消費者及び指導者向けの金融リテラシー教材 (金融広報中央委員会、金融庁、日本貸金業協会)	1. 金融広報中央委員会から公表されている金融リテラシーの向上・推進のための各種資料の中から、指導者向け教材、生活設計・家計管理・消費生活に関する分野の実践事例集、年代層別資料のうち一部を抜粋しリンクを張った資料。(『きみはリッチ?-多重債務に陥らないために-』」の内容紹介等) 2. 金融庁から公表されている金融リテラシー向上のための資料。 3. 日本貸金業協会が公表している消費者向けガイドブック及び家計管理診断・消費者行動診断ツールにリンクを張った資料。
D4	ゆうちょ財団の「くらしと生活設計に関する調査報告書」の 「金融の知識」から	1. 一般財団法人 ゆうちょ財団は、個人金融に関する調査・研究に役立てることを目的としてアンケート調査を行い、「くらしと生活設計に関する報告書」を公表している。第1回調査(2013年)、第2回調査(2014年)、第3回調査(2016年) 2. 2016年11月~12月に実施された第3回調査の「金融の知識」に関する調査結果資料から一部を抜粋。 (※ゆうちょ財団のアンケート調査については、「E4」を参照ください。)
D5	ゆうちょ財団の「季刊 個人金融」の内容紹介	一般財団法人 ゆうちょ財団が発行する季刊誌「季刊 個人金融」2017年秋号には「家計の借入をめぐる課題」について特集記事が組まれており、個人向け無担保ローン市場の諸問題について分析・考察がなされている。掲載論文のうち、貸金業に関係する3氏の論文にリンクを張った資料。

# E. 各種アンケート調査結果等に関する情報

資料No	タイトル	概要
E 1	金融庁が実施したアンケート調査結果	金融庁が実施した、①改正貸金業法の完全施行後の実態把握の一環として、貸金業を利用している一般消費者の意識等に係る調査、②地域経済における金融機能の向上に関する調査研究、③主要国の上限金利規制に関する調査の結果にリンクを張った資料。
E 2	日本貸金業協会が実施したアンケート調査結果	日本貸金業協会が平成22年以降に資金需要者及び貸金業者を対象として実施した「貸金業が担う資金供給機能等の現状と動向」、「資金需要者等の借入れに対する意識や行動」等のアンケート調査結果の公表箇所にリンクを張った資料。
E 3 – 1	家計の金融行動に関する世論調査① 二人以上世帯(金融広報中央委員会)	金融広報中央委員会(Webサイト:「知るぽると」)から公表されている、「家計の金融行動に関する世論調査」のうち、平成22年~平成29年の二人以上世帯の5種類の調査結果資料の公表箇所にリンクを張った資料。(調査結果一括ファイル、単純集計ファイル、時系列ファイル、分類別ファイル、設問間クロス集計)
E 3 – 2	家計の金融行動に関する世論調査② 単身世帯(金融広報中央委員会)	金融広報中央委員会(Webサイト:「知るぽると」)から公表されている、「家計の金融行動に関する世論調査」のうち、平成22年~29年の単身世帯の5種類の調査結果資料の公表箇所にリンクを張った資料。(調査結果一括ファイル、単純集計ファイル、時系列ファイル、分類別ファイル、設問間クロス集計)
E 4	ゆうちょ財団の家計に関するアンケート調査結果	1. 一般財団法人ゆうちょ財団が、家計の金融に関する調査・研究に役立てることを目的として実施している各種調査のうち、「家計と貯蓄に関する調査」にリンクを張った資料。第1回調査(2013年)、第2回調査(2015年)、第3回調査(2018年) 2. 「くらしと生活設計に関する調査報告書」は、クレジットカード、カードローン、消費者金融の利用経験や利用者の生活の変化等のアンケート項目がある。(※アンケート調査については、「D4」を参照ください。)
E 5	日本銀行、家計経済研究所から公表されている調査結果	1. 日本銀行が、金融・経済環境の変化がもたらす生活者の意識や行動への影響、生活実感を把握し金融政策や業務運営の参考とするため、平成5年から毎年(4回)実施している「生活意識に関するアンケート調査」の公表箇所にリンクを張った資料。 2. 公益財団法人家計経済研究所が、平成5年から実施している「消費生活に関するパネル調査」の概要に関する資料。

# F. 家計に関係する各種統計資料・その他

資料 No	タイトル	概要
其科NO F1	「家計調査」(総務省統計局)	総務省統計局が四半期毎に公表する「家計調査」(貯蓄・負債編)は、二人以上世帯の貯蓄 現在高・負債現在高等を世帯の年間収入階級及び職業別に調べることができる。調査結 果の公表箇所にリンクを張った資料。
F 2 – 1	「全国消費実態調査」① 二人以上世帯(総務省統計局)	総務省統計局が5年ごとに実施している「全国消費実態調査」は、世帯を対象として、家計の収入・支出及び貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・宅地などの家計資産を総合的に調査している。二人以上世帯を対象とした調査結果の公表箇所にリンクを張った資料。
F 2 – 2	「全国消費実態調査」② 単身世帯(総務省統計局)	総務省統計局が5年ごとに実施している「全国消費実態調査」は、世帯を対象として、家計の収入・支出及び貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・宅地などの家計資産を総合的に調査している。 単身世帯を対象とした調査結果の公表箇所にリンクを張った資料。
F 3	「労働力調査」「就業構造基本調査」(総務省統計局)	<ol> <li>労働力調査は、統計法に基づく基幹統計 『労働力統計』を作成するための統計調査であり、我が国における就業及び不就業の状態を明らかにするための基礎資料を得ることを目的としている。調査結果の公表箇所にリンクを張った資料。</li> <li>就業構造基本調査は、国民の就業及び不就業の状態を調査し、全国及び地域別の就業構造に関する基礎資料を得ることを目的とする。調査結果の公表箇所にリンクを張った資料。</li> </ol>
F 4	「国民生活基礎調査」(厚生労働省)	厚生労働省は、昭和61年から毎年実施する調査と3年ごとの大規模調査で国民生活の基礎的事項について調査し、結果を「国民生活基礎調査」として公表している。国民生活基礎調査の結果の概要の公表箇所にリンクを張った資料。
F 5	「所得再分配調査」(厚生労働省)	所得再分配調査は、昭和37年度以降、概ね3年に一度の周期で実施しており、社会保障制度における給付と負担、租税制度における負担が所得の分配にどのような影響を与えているかを明らかにし、社会保障施策の浸透状況、影響度を調査し、今後における施策立案の基礎資料を得ることを目的としている。平成26年度の調査結果の概要の公表箇所にリンクを張った資料。
F 6	「厚生労働白書」(厚生労働省)	「厚生労働白書」の概要の公表箇所にリンクを張った資料。 家計の動向に関する参考として、「国民生活と社会保障 (平成29年白書)」を一部抜粋した。
F 7	「人事・労務管理に関する基礎実務の手引き」	人事・労務管理上の基本的テーマについて、ケーススタディ形式で関係法令の要点を解説した資料。「従業員の雇用を巡る諸問題」(6テーマ)及び「派遣労働者・契約社員等を巡る諸問題」(2テーマ)に関する基礎実務の手引き(2018年度版)。

# Ⅳ. 各種建議要望

# 1 平成30年度政府税制改正に関する要望

貸金業界は、我が国の金融システムにおいて、消費者及び事業者の多様な資金需要に応じた利便性の高い金融商品を提供することにより、預金取扱金融機関を補完する重要な役割を果たしている。

しかしながら、平成18年から続く利息返還請求は今なお収束せず、貸金業界を取り巻く環境は厳しい状況が続いている。そのような中で、サイバーセキュリティー対策や次々に必要となる新たなシステム整備など、貸金業者のコスト負担は増加の傾向にある。

本協会では、設立以来、毎年度の税制改正に当たり、貸金業に関係する税制問題を広く検証し、主務官庁である金融庁を始めその他関係機関に対して意見具申をしてきたが、平成29年度においては、「貸金業界の適切な資金供給機能の確保と消費者保護のために」と題し、引き続き、貸金業界に特有の利息返還による納付済み租税に対する救済措置や、消費者向け貸付けにおける破産債権や貸倒れに係る税制と会計のあり方について要望するとともに、多様な資金需要に柔軟に対応するためには小規模貸金業者への配慮も不可欠なことから、規模の大小にかかわらず同じ規制がかかる貸金業界の特殊性に配慮したシステム促進や損失補填処理などに対する税制措置に関する要望を追加し、次のとおり6項目の要望をあげるとともに、新たなFinTechの進展に即した税制面の対応についても意見を述べた。

#### (1)利息返還に係る特例措置の適用

平成18年1月の最高裁判所の判決以降、利息返還請求は著しく増加し、返済の終了した者の掘り起しも 続いていることから、10年経過してなお収束が見られない。累計の損失額は、業界全体として6.3兆円余り となっている。

これら返還した利息は、過去それぞれの受取年度において益金として計上し納税を行ったものであるが、現行の税法では、過納法人税の還付などの救済を求めることができないため、繰越控除により帰納税額分の取戻しを行っているが、繰越控除が50%に縮小されることから、取戻にも制限が加えられ、税負担の不公平感は否めないものとなっている。

このような実態を踏まえ、利息返還に係る損失については、通常の欠損とは別に、全額の繰越控除を認めていただく特例措置を講じていただきたい。

### (2)破産債権の取扱いの見直し

個人の債務者が破産手続開始の申立てを行った場合、実際にはそのほとんどが回収できないことから、会計上は全額損金に計上している。一方、税務上、形式基準として認められている貸倒引当金の繰入限度額は債権金額の50%までとなっているため、早期に損金算入することが困難な状況になっている。

このような実態を踏まえ、会計上と税務上の差異を解消して手続きの整合性を図り、税務上の貸倒引当金の繰入限度額を100%に引き上げていただきたい。

#### (3)消費者が債務者である小口債権の貸倒れ認定要件の適用

貸金業の貸付の多くを占める消費者向けの無担保無保証の小口債権は、与信時には判断のできない本人や家族の突発的な事情により回収不能になる場合がある。しかし、貸金業者は、貸金業法第21条により取立て行為について詳細に規制されているため、特に消費者である債務者に対して税法が求める十分な債権保全の手段を尽くすことは、過度な取立てと誤認される恐れもあり、延滞した消費者との交渉には困難を要している。

このような実態を踏まえ、法人税法基本通達9-6-3「一定期間取引停止後弁済がない場合等の貸倒れ」のような形式的な期間基準等の要件を、貸金業者の貸付けによる担保保全の無い小口の消費者向け金銭債権に対しても定めていただきたい。

#### (4)欠損金の繰越控除期間の延長及び繰戻還付制度の見直し

欠損金の繰越控除制度と繰戻還付制度は、企業の事業年度ごとの課税負担を平準化し、安定した経営に資する効果があると考えられているが、繰越控除制度については、先の法人税改革により見直しがなされ、中小法人等以外の法人の繰越控除額が段階的に50%まで引き下げられることとなった。この措置により、欠損金の額が大きい法人ほど不利な税制となる。

一方で、繰越期間は10年に延長されたが、海外の状況を見ると繰越期間を無制限とする先進国が多い中で我が国の10年間はまだ短いと言えよう。

これらのことから、控除額縮小による不公平感を少しでも解消させ、本制度の実効性を少しでも高めるため、繰越控除期間については、欧米主要国並み(20年以上)に延長していただきたい。

また、現在、中小企業者等を除き適用が停止されている繰戻還付制度を全法人に適用し、還付期間も過去 2年度分まで延長していただきたい。

#### (5)小規模貸金業者のシステム投資促進のための措置

貸金業者の7割近くを占める小規模貸金業者にとっては、情報管理態勢の構築など安全管理体制の確立 や、反社会的勢力の排除への取り組みなど、システム化が必要な対応が、その事業規模に比して過大な負担 となっているのが現状である。

このような実態を踏まえ、小規模貸金業者にシステム投資を促進させるための必要な減税措置をとっていただきたい。

### (6)個人の貸金業者の活動を支援するための税の優遇措置

個人の貸金業者は、自己の個人資産を有効に活用して、我が国の企業の過半数を占める個人事業主の資金需要を満たしているが、様々な環境変化等により近年その数を減少させている。

我が国経済を活性化させるためには、地域に根ざした個人事業主の一層の活躍が必要であり、そのためには個人の貸金業者の活動を支援することが必要であると考える。

このような実態を踏まえ、個人の貸金業者の税制について、次の2点の措置をとっていただきたい。

- ①欠損金の繰越控除期間の延長(※3年から少なくとも5年)
- ②事業所得の損失補填を目的として生じた不動産の譲渡所得と、損失との損益通算

#### (提言) FinTech の進展に応じた税制面の対応

近年、FinTechに代表される金融とITとの融合の動きが世界規模で進展しており、金融の将来的な姿が大きく変貌する可能性が見え始めている。

このような中、貸金業界においては、ソーシャルレンディング<sup>(注)</sup>を運営する貸金業者が現れているが、矢野経済研究所の調査によれば、2015年度の(貸付型)クラウドファンディングの新規実行額は、約322億円であった。他の累計の中でも最も貸付型が規模が大きく、全体の88.7%を占め、市場拡大に大きく貢献している。2016年度には約404億円(対前年度比20%増)となる見通しである。当該調査の領域の中ではソーシャルレンディングやクラウド型会計ソフトが市場を牽引し、ソーシャルレンディングは、貸し手と借り手の双方が急速に増えているといわれている(平成29年2月9日付同社プレスリリースより)。

わが国のソーシャルレンディングは、事業者向けの貸付けを担っている。

改正法施行以来事業者向けの貸金業者数が大幅に減少し、それに伴い融資残高が2009年以降半減してきた中で、貸金業の新たな業態として大いに期待すべきであるが、現行のソーシャルレンディングでは出資者が匿名組合を組むファンド形態がとられているため出資者の配当には匿名組合の税制が適用され、収益は雑所得として総合課税になっており、他の投資に比べて税制面で見劣りのするものになっていることは否めない。

今後の発展を見据えるならば、この点について何らかの対応が必要であると考えられる。例えば、ソーシャルレンディングの性質上、ソーシャル=「公募」という位置づけから、特定公社債や公募公社債投資信託等の枠組みに追加し、利子所得として申告分離課税が認められる余地はないか、FinTech関係の専門機関等も交えて検討を進めていきたい。

国策である「貯蓄から投資(資産形成)へのシフト化」の加速を助長する意味でも、ソーシャルレンディングがさらに魅了のある投資手段となり、わが国の金融・経済の発展に大きく寄与できるよう、さらなる法制面での対応が必要であると考える。

(注)一般にソーシャルレンディングとは、資金を必要とする個人なり団体(資金需要者)が、インターネットを介して資金の募集をし、その趣旨に賛同した個人がインターネット経由で直接資金を貸し付けるという仕組みになっており、P2P(Peer To Peer)レンディング、融資型(貸付型)クラウドファンディング、マーケットプレイス・レンディングなどとも呼ばれている。

# 第 3 章 総会・理事会・委員会・協議会・役員等

# 1. 総会

平成29年6月14日、第10回定時総会を開催し、次の議案を付議し、すべて原案どおり承認可決した。

第1号 平成28年度事業報告書承認に関する件

第2号 平成28年度財務諸表及び財産目録承認に 関する件 [平成28年度監査報告]

第3号 平成29年度事業計画書(案)承認に関する件

第4号 平成29年度予算書(案)承認に関する件

第5号 役員(理事)選任に関する件

# 2. 理事会

本年度中、理事会を12回開催し、本協会への入退会、役員(理事)候補者・各会議体委員の選任、支部事務所の移転、「個人情報保護指針」、「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」、「認定個人情報保護団体の業務に関する規則」、「研修規則」及び「『研修規則』に関する細則」、「定款の施行に関する規則」、「貸付自粛対応に関する規則」の一部改正、平成30年度事業計画及び収支予算(案)など本協会の業務運営に関する重要事項について審議、承認した。

#### (1)第1回理事会 (平成29年4月26日)

#### ①審議事項

第1号 本協会への新規加入承認に関する件

第2号 本協会からの退会承認に関する件

第3号 平成28年度事業報告書(案)承認に関する件

第4号 平成28年度決算報告書(案)承認に関する件

第5号 「個人情報保護指針」の一部改正に関する件

第6号 「業務の適正な運営に関する社内規則策定に あたっての細則」の一部改正に関する件

第7号 研修委員会委員選任の同意に関する件

その他

#### ②報告事項

- i 「紛争解決等業務に関する細則」の一部改正に かかる承認条件に関する報告
- ii 自主規制会議報告
- iii 総務委員会報告
- iv 相談・紛争解決委員会報告
- v その他

#### (2)第2回理事会(平成29年5月17日)

#### ①審議事項

第1号 本協会への新規加入承認に関する件

第2号 本協会からの退会承認に関する件

第3号 役員(理事)候補者選任に関する件

第4号 第10回定時総会に付議すべき議案に関する件

第5号 「認定個人情報保護団体の業務に関する規則」

の一部改正に関する件

第6号 貸金戦略会議委員選任に関する件

#### ②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 貸金戦略会議報告
- iii 総務委員会報告
- iv 相談・紛争解決委員会報告
- v その他

#### (3)第3回理事会(平成29年6月14日)

#### ①審議事項

第1号 総務委員会委員長選任に関する件

第2号 副会長承認に関する件

第3号 副会長の順位に関する件

第4号 総務委員会委員選任の同意に関する件

第5号 顧問の委嘱に関する件

第6号 本協会への新規加入承認に関する件

第7号 本協会からの退会承認に関する件

#### (4) 第 4 回理事会 (平成 29 年 7 月 19 日)

#### ①審議事項

第1号 本協会への新規加入承認に関する件

第2号 貸金戦略会議委員選任に関する件

第3号 「研修規則」及び「『研修規則』に関する細則」の一部改正に関する件

#### ②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 貸金戦略会議報告
- iii 総務委員会報告
- iv 相談・紛争解決委員会報告

#### (5)第5回理事会(平成29年8月16日)(書面による会議)

#### ①審議事項

第1号 本協会への新規加入承認に関する件

第2号 貸金戦略会議委員選任に関する件

第3号 「銀行カードローンの保証業務に関する 協会員へのお願い」に関する件

#### ②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 総務委員会報告

#### (6)第6回理事会(平成29年9月20日)(書面による会議)

#### ①審議事項

第1号 本協会への新規加入承認に関する件

第2号 本協会からの退会承認に関する件

第3号 支部事務所移転に関する件

第4号 研修委員会委員選任の同意に関する件

#### ②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 総務委員会報告
- iii 相談・紛争解決委員会報告
- iv 試験委員会報告

#### (7)第7回理事会(平成29年10月18日)(書面による会議)

#### ①審議事項

第1号 本協会への新規加入承認に関する件

#### ②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 貸金戦略会議報告
- iii 総務委員会報告

#### (8)第8回理事会 (平成29年11月15日)(書面による会議)

#### ①審議事項

第1号 本協会への新規加入承認に関する件 第2号 本協会からの退会承認に関する件

#### ②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 貸金戦略会議報告
- iii 総務委員会報告
- iv 相談・紛争解決委員会報告

### (9)第9回理事会(平成29年12月20日)

#### ①審議事項

第1号 本協会への新規加入承認に関する件 第2号 本協会からの退会承認に関する件

- 第3号 「定款の施行に関する規則」の一部改正に 関する件
- 第4号 「個人情報の保護に関する規則」の廃止に 関する件

#### ②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 総務委員会報告
- iii その他

#### (10)第10回理事会(平成30年1月17日)(書面による会議)

#### ①審議事項

第1号 本協会への新規加入承認に関する件

#### ②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 総務委員会報告

#### (11)第11回理事会(平成30年2月21日)

#### ①審議事項

第1号 本協会への新規加入承認に関する件

第2号 本協会からの退会承認に関する件

第3号 支部事務所移転に関する件

第4号 「貸付自粛対応に関する規則」の一部改正に 関する件

### ②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 貸金戦略会議報告
- iii 総務委員会報告
- iv 相談・紛争解決委員会報告
- v 試験委員会報告

#### (12)第12回理事会(平成30年3月20日)

#### ①審議事項

- 第1号 本協会への新規加入承認に関する件
- 第2号 本協会からの退会承認に関する件
- 第3号 平成30年度事業計画(案)承認に関する件
- 第4号 平成30年度収支予算(案)承認に関する件
- 第5号 代議員選挙実施要領に関する件
- 第6号 代議員候補者の推薦に関する件
- 第7号 常務執行役の選任承認に関する件
- 第8号 事務局長の定年延長の承認に関する件
- 第9号 顧問の委嘱に関する件

#### ②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 貸金戦略会議報告
- iii 総務委員会報告

# 3. 自主規制会議、貸金戦略会議、総務委員会、相談・紛争解決委員会、試験委員会

### (1)自主規制会議

11回(平成29年4月26日、5月17日、7月19日、8月10日(書面による会議)、9月13日(書面による会議)、10月12日(書面による会議)、11月10日(書面による会議)、12月20日、平成30年1月10日(書面による会議)、2月13日(書面による会議)、3月20日)開催

- ①「改正個人情報保護法」の完全施行に伴い、認定個人情報保護団体である本協会の「個人情報保護指針」の一部改正(案)を審議した。
- ②「個人情報保護指針」等の一部改正に伴い、「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」及び「社内規則策定ガイドライン」の一部改正(案)を審議した。
- ③「紛争解決等業務に関する規則」の一部改正に伴い「広告審査に係る審査基準」の一部改正(案)を審議した。
- ④実態に即した効果的かつ効率的な研修事業を構築するための「研修規則」及び「「研修規則」に関する 細則」の一部改正(案)について審議した。
- ⑤法令等違反届出事案について、措置を審議した。

#### (2)貸金戦略会議

6回 (平成29年5月12日、7月12日 (書面による会議)、10月13日、11月6日、平成30年2月19日 (書面による会議)、3月16日) 開催

①昨年度において、改正貸金業法の完全施行から5年以上が経過し、資金需要者の借入状況等に急激な変化が生じる可能性が低いと考えられることから、本協会がこれまで継続して検証してきた業界動向等の実態把握を目的とした大掛かりな定点調査については2年ごとに行うものとした。

これを受け本年度は、貸金業者の類型化に関する調査を行い「貸金業者における業態別の特色について」としてとりまとめ、定点調査として実施した、貸金業者の経営実態等に関する調査とともに公表した。

- ②平成30年度税制改正要望を策定のうえ、政府等に建議要望した。
- ③研修規則及び同細則を改正し、新たな規定に基づくコンプライアンス研修及びテーマ別研修を開催した。
- ④地区協議会正副会長と意見交換を行った。
- ⑤協会員と協会との連携強化策を実施した。

### (3)総務委員会

12回(平成29年4月20日、5月11日、6月8日(書面による会議)、7月13日、8月10日(書面による会議)、9月12日(書面による会議)、10月12日(書面による会議)、11月9日(書面による会議)、12月14日(書面による会議)、平成30年1月11日(書面による会議)、2月14日、3月15日)開催

平成28年度事業報告書及び決算報告書(案)、平成30年度予算編成方針、平成30年度事業計画及び収支予算(案)、「認定個人情報保護団体の業務に関する規則」の一部改正、「定款の施行に関する規則」の一部改正、支部事務所の移転、副委員長の選任、財務部会委員及び部会長の選任、代議員選挙実施要領に関する件等について、理事会に付議又は報告した。

#### (4)相談・紛争解決委員会

6回 (平成29年4月21日(書面による会議)、5月12日(書面による会議)、6月30日(書面による会議)、9月11日、11月10日(書面による会議)、平成30年2月2日(書面による会議))開催

負担金の改定及び負担金未納貸金業者に対する措置、紛争解決等業務に関する規則の一部改正、貸付 自粛対応に関する規則の改正の理事会への発議について審議等するとともに、相談・苦情・紛争受付状況 等について報告した。

#### (5)試験委員会

2回(平成29年9月12日、12月14日)開催

平成29年度貸金業務取扱主任者資格試験の試験問題の決定、合格基準点及び合格者の決定を行うとともに、平成30年度資格試験問題の作問方針等の決定を行った。

# 4. 委員会等

# (1)自主ルール委員会

12回(平成29年4月18日、5月11日、6月20日、7月11日、8月9日、9月12日、10月10日、11月8日、12月12日、12月27日、平成30年2月6日、3月6日※全て書面による会議)開催

①広告審査小委員会12回(平成29年4月20日、5月18日、6月22日、7月20日(書面による会議)、8月17日(書面による会議)、9月21日、10月19日、11月16日(書面による会議)、12月21日、平成30年1月18日(書面による会議)、2月15日(書面による会議)、3月15日)開催

### (2)規律委員会

7回 (平成29年4月18日、6月29日、9月6日、10月12日、12月12日、平成30年2月5日、3月26日 (書面による会議)) 開催

### (3)研修委員会

2回(平成29年5月12日、10月27日(書面による会議))開催

### (4)企画調査委員会

6回(平成29年5月1日、7月4日、10月4日、10月30日、平成30年2月13日、3月12日)開催

#### (5)人事推薦合同委員会

4回(平成29年4月12日、5月8日、9月6日、平成30年3月13日※全て書面による会議)開催

#### (6)財務部会

2回(平成29年4月20日(書面による会議)、平成30年2月14日)開催

# 5. 協議会

10地区各1回(計10回)(平成29年7月4日(北海道地区)、7月6日(近畿地区)、7月7日(東海地区)、7月10日(沖縄県)、7月11日(九州地区)、7月14日(北陸地区)、7月20日(東北地区)、7月25日(四国地区)、7月26日(中国地区)、7月28日(関東地区)開催

#### (1)地区協議会正副会長懇談会

1回(平成29年12月6日)開催

# 6. 行政との意見交換会

# (1)金融庁(総務企画局、監督局、検査局の3局合同)

2回(平成29年4月26日、10月18日)開催

#### (2)関東財務局

1回(平成29年10月3日)開催

# 7. 役員等の異動

# (1)副会長の就退任

①平成29年6月14日付 退任副会長:鈴木哲、大岩秀幸 ②平成29年6月14日付 新任副会長:工藤雅弘、井上治夫

### (2)会員理事の就任

平成29年6月14日付 新任会員理事: 井上治夫

# (3)常任理事の就退任

①平成29年6月14日付退任 常任理事: 鈴木哲 ②平成29年6月14日付新任 常任理事: 工藤雅弘

# (4)常務執行役の就退任

①平成29年4月1日付再任 新井春樹 ②平成30年3月31日付退任 新井春樹